官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○公営住宅法施行令の一部を改正する政令（三四六）　三
○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三四七）　七
○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三四八）　七
〔その他告示〕
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を定める件（**衆議院**二）　七
○国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が納付受託者を指定した件（**厚生労働**三八）　七
○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をした件（**経済産業**一五〇）　七
○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件（**国土交通**一三四一、一三四二）　七
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**二二、二三）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二七〇～二七二）　八
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件（**最高裁**一〇）　九
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（**同**一一）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　法務省　岐阜県　沖縄県　仙台市　名古屋市　堺市　広島市　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
法　務
公証人法第十三条ノ二に規定する公証人の選考に関する公告（検察官・公証人特別任用等審査会）　一〇
除籍が滅失した件（法務省告示配一七九）　一一
〔地方自治事項〕　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　一二

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇公営住宅法施行令の一部を改正する政令**（政令第三百四十六号）（国土交通省）

1　公営住宅の家賃の決定の基礎等となる収入の計算について、ひとり親に係る控除の額を引き上げる。（本則関係）

2　附則

(1)　この政令は、令和十年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　所要の経過措置を定める。（附則第二項、第三項関係）

**◇健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第三百四十七号）（厚生労働省）

第1　国民健康保険法施行令の一部改正

1　市町村による国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての同法第八十一条に規定する政令で定める基準について、均等割額の減額の対象を十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者に拡大する。（第二十九条の七第六項関係）

2　国民健康保険法第七十三条第六項の新設に伴い、国民健康保険法施行令附則第一条の三に規定する病床転換支援金等を納付する組合に対する経過措置について、所要の読替規定を整備する。（附則第一条の三関係）

3　その他所要の改正を行う。

第2　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正

1　国民健康保険法第七十三条第六項の新設に伴う国民健康保険組合（以下「組合」という。）の療養の給付等に要する費用等に対する国庫補助の割合については、次の基準のいずれも満たす場合について、組合被保険者一人当たり所得額が二百七十万円以上二百八十万円未

満の場合においては百分の十二、二百八十万円以上の場合においては百分の十とする。(第五条第十項関係)

⑴　当該年度における組合被保険者一人当たり所得額が二百七十万円以上であって、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該年度における組合被保険者一人当たりの保険料負担率が、全ての組合の保険料負担率の下位二十五パーセントの範囲に属すること。(第五条第十一項関係)

⑵　厚生労働省令で定めるところにより算定される当該年度の前々年度及びその直前の一箇年度における組合被保険者一人当たりの特別積立金等の額が、当該前々年度及びその直前の一箇年度における全ての組合ごとの組合被保険者一人当たりの特別積立金等の額についてその中央値となる額を基礎として厚生労働省令で定める額以上であること。(第五条第十二項関係)

⑶　厚生労働省令で定めるところにより算定される当該年度の前々年度の三月における当該組合の後発医薬品使用割合が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度の三月における全ての組合の後発医薬品使用割合の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める値以下であって、次のいずれかの基準に該当すること。(第五条第十三項関係)

イ　厚生労働省令で定めるところにより算定される当該年度の直前の三箇年度における組合の特定健康診査実施率が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における全ての組合の特定健康診査実施率の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める率以下であること。(第五条第十三項関係)

ロ　厚生労働省令で定めるところにより算定される当該年度の直前の三箇年度における組合の特定保健指導実施率が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における全ての組合の特定保健指導実施率の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める率以下であること。(第五条第十三項関係)

２　国民健康保険法第八十一条の二第三項の新設に伴う都道府県が行う財政安定化基金の取崩し及び積戻しは、次の場合に限り行うものとする。(第二十一条の二第一項関係)

⑴　災害その他特別の事情により当該都道府県において当該年度の国民健康保険事業費納付金の額を減額する必要性が特に高いと認められるとき。

⑵　⑴に掲げるときのほか、同法第八十二条の二第二項第二号に規定する当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項の変更その他の国民健康保険事業の運営に関する事項の変更（当該都道府県において安定的な財政運営のために特に必要があると認められるものに限る。）をしたときにおいて、当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県又は市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が、それぞれ当該年度の前年度の当該都道府県又は市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額を著しく上回ることが見込まれるとき。

３　２の場合における都道府県が取り崩す額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の範囲内の額とし、当該取崩しをした年度の初日の属する年の七年後（災害その他特別の事情によりやむを得ない理由がある場合については十年後）の年の四月一日の属する年度の末日までに当該取崩しの額に相当する額を繰り入れるものとする。(第二十一条の二第二項、第二十一条の三関係)

⑴　当該年度の前年度の末日における財政安定化基金の残高の額（当該年度において財政調整事業を実施する場合には当該残高の額から当該財政調整事業の実施に要する費用の額を控除した額）から、当該取崩しを行う年度前五年度内において実施した国民健康保険法第八十一条の二第一項及び第二項の規定による費用の額を合算した額を控除した額

⑵　平成三十年度の末日における当該都道府県の財政安定化基金の残高の額の二分の一の額

４　その他所要の改正を行う。

第３　地方自治法施行令の一部改正

所要の改正を行う。(別表第一関係)

第４　地方税法施行令の一部改正

第１の１に準じた改正を行う。(第五十六条の八十九第三項関係)

第５　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正

所要の改正を行う。(第二十五条の三第一項関係)

第６　子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の一部改正

１　国民健康保険法第七十三条第六項の規定による補助の額のうち子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第四項第三号の政令で定める部分を定める。(附則第二項第六号関係)

２　その他所要の改正を行う。

第７　施行期日等

１　この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。(附則第一項関係)

２　第１の１による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第六項の規定は、令和九年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和八年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例によるものとする。(附則第二項関係)

---

**◇シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令**(政令第三百四十八号)

(内閣府本府)

１　シナイ半島国際平和協力隊を置く期間を令和九年十一月三十日までとする。(本則関係)

２　国際平和協力手当の支給対象地域の区分を変更する。(別表関係)

３　この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)

# 政　令

公営住宅法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第三百四十六号**

## 公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項、第二十三条第一号、第二十五条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ト中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の公営住宅法施行令（次項において「新令」という。）第一条第三号トの規定は、令和十年七月一日以後に行われる公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第一項、第二項若しくは第四項又は第二十九条第一項に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に行われる収入の計算については、なお従前の例による。

3　前項に定めるもののほか、新令第一条第三号トの規定は、令和十年七月一日以後に開始される公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び公営住宅法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日以後に公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法第二十三条第一号又は公営住宅法施行令第七条第五号に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に開始される公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び同法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の計算については、なお従前の例による。

国土交通大臣　井林　辰憲

内閣総理大臣　高市　早苗

---

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第三百四十七号**

## 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十五条、第七十三条第六項及び同条第七項において読み替えて準用する同条第二項並びに同法第八十一条並びに第八十一条の二第三項及び第四項並びに同法附則第七条の規定により読み替えて適用する同法第七十三条第一項及び第二項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の五第二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百二十一条第二項及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第四項第三号の規定に基づき、並びに国民健康保険法を実施するため、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

**第一条**　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項各号及び第二項各号並びに第二十条第三項中「第七十三条第一項」の下に「又は第六項」を加える。

第二十九条の七第二項第一号イ(3)中「第八十一条の二第五項」を「第八十一条の二第六項」に改め、同号イ(4)中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十一項第二号」に改め、同条第六項第六号中「世帯に六歳」を「世帯に十八歳」に、「被保険者が」を「被保険者（以下この号及び第十号において「十八歳未満被保険者」という。）が」に、「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者に」を「十八歳未満被保険者に」に改め、「前項」の下に「（同項第六号に係る部分を除く。）」を加え、同項第十号中「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下この号において「十八歳未満被保険者」という。）」を「十八歳未満被保険者」に改める。

附則第一条の三第一項の表第十九条第一項第一号の項、第十九条第一項第二号の項、第十九条第二項第一号の項、第十九条第二項第二号の項及び第二十条第三項の項中

| | |
|---|---|
| 第七十三条第一項 | 附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項 |

を

| | |
|---|---|
| 第七十三条第一項又は第六項 | 附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項又は同条第六項 |

に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

**第二条**　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ハ中「第五項第三号ホ(1)」を「以下この条」に改め、同条第二項中「第四項」の下に「、第十項第二号及び第十四項」を加え、同条第三項中「第五項」の下に「、第十項第三号及び第十五項」を加え、同条第四項第一号中「規定による承認を受けて」を「申出をして」に改め、同条第六項中「及び第二項」を「、第二項及び第十項」に改め、同条第七項中「第七十三条第四項」の下に「（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第十二項中「第十項」

を「第十六項」に、「、第八項及び第九項」を「及び第八項から第十項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十一項を第十七項とし、第十項を第十六項とし、第九項の次に次の六項を加える。

10　法第七十三条第六項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。

一　第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額に当該組合の次のイ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額

イ　二百八十万円未満　百分の十二

ロ　二百八十万円以上　百分の十

二　特定給付額に第十四項に規定する特定割合を乗じて得た額

三　特定納付費用額に第十五項に規定する特定割合を乗じて得た額

11　法第七十三条第六項第一号に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該年度における組合被保険者一人当たり所得額が二百七十万円以上であること。

二　当該年度における組合被保険者一人当たり負担率（当該年度の前々年度における組合の被保険者一人当たりの法第七十六条第二項に規定する保険料の額（同項に規定する国民健康保険事業に要する費用のうち介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を控除したものに充てられる保険料の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に限る。）を、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における当該組合の組合被保険者一人当たり所得額で除して得た割合をいう。以下この号において同じ。）が、組合被保険者一人当たり負担率の数値が最も小さい組合から順次に数えて全ての組合の順位の百分の二十五に相当する順位より下位の順位であること。

12　法第七十三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、当該年度の前々年度及びその直前の一箇年度における組合被保険者一人当たり積立金額（当該組合の被保険者一人当たりの令第十九条第一項に規定する特別積立金の額並びに令第二十条第一項に規定する給付費等支払準備金及び同条第二項に規定する準備金の額の合算額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。以下この項及び附則第十六条において同じ。）が、当該前々年度及びその直前の一箇年度における全ての組合ごとの組合被保険者一人当たり積立金額についてその中央値となる額を基礎として厚生労働省令で定める額以上であることとする。

13　法第七十三条第六項第三号に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる基準のいずれも満たすものとする。

一　当該年度の前々年度の三月における当該組合の後発医薬品使用割合（後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）の使用の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した値をいう。以下この号において同じ。）が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度の三月における全ての組合の後発医薬品使用割合の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める値以下であること。

二　当該組合が次のイ又はロに掲げる基準のいずれかに該当すること。

イ　当該年度の直前の三箇年度における組合の特定健康診査実施率（特定健康診査（高齢者医療確保法第二十条の規定による特定健康診査をいう。）の実施率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。以下このイにおいて同じ。）が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における全ての組合の特定健康診査実施率の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める率以下であること。

ロ　当該年度の直前の三箇年度における組合の特定保健指導実施率（特定保健指導（高齢者医療確保法第二十四条の規定による特定保健指導をいう。）の実施率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。以下このロにおいて同じ。）が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における全ての組合の特定保健指導実施率の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める率以下であること。

14　法第七十三条第七項において読み替えて準用する同条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　第四項第一号に掲げる特定給付額の部分　零

二　第四項第二号に掲げる特定給付額の部分　零

三　前二号に掲げる部分以外の特定給付額の部分　当該組合の次のイ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ　二百八十万円未満　百分の十二

ロ　二百八十万円以上　百分の十

15　法第七十三条第七項において読み替えて準用する同条第二項に規定する特定納付費用額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定納付費用額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　第五項第一号に掲げる特定納付費用額の部分　零

二　第五項第二号に掲げる特定納付費用額の部分　当該組合の次のイ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ　二百八十万円未満　百分の十二

ロ　二百八十万円以上　百分の十

三　第五項第三号に掲げる特定納付費用額の部分　零

第九条第二項第一号ニ中「第八十一条の二第三項」を「第八十一条の二第四項」に改める。

第十四条第一項中「第八十一条の二第十項第一号」を「第八十一条の二第十一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第八十一条の二第十項第三号」を「第八十一条の二第十一項第三号」に改め、同項第二号中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十一項第二号」に改める。

第十五条第三項第一号ロ中「第八十一条の二第五項」を「第八十一条の二第六項」に改め、同号ハ中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十一項第二号」に改める。

第十六条第三号中「第八十一条の二第十項第四号」を「第八十一条の二第十一項第四号」に改める。

第十八条第一項中「同条第十項第四号」を「同条第十一項第四号」に、「第八十一条の二第十項第五号」を「第八十一条の二第十一項第五号」に改める。

第十九条第二号中「第八十一条の二第三項」を「第八十一条の二第四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二十一条の見出し中「財政安定化基金」を「法第八十一条の二第二項の規定による取崩しをした場合における財政安定化基金」に改め、同条中「規定により」を「規定による」に、「を取り崩した」を「の取崩しをした」に、「当該取り崩した年度」を「当該取崩しをした年度」に、「その取り崩した額」を「当該取崩しの額」に改める。

第二十一条の二の見出し中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に、「財政安定化基金」を「当該年度における財政安定化基金のうち、当該年度に係る次項に規定する財政調整事業に必要な費用に充てるためのもの」に改め、同条第三項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同項第二号中「第八十一条の二第七項」を「第八十一条の二第八項」に、「前条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十一条の四とし、第二十一条の次に次の二条を加える。

（法第八十一条の二第三項の規定による財政安定化基金の取崩し）

**第二十一条の二**　法第八十一条の二第三項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、第十八条第一項に規定する場合において、次に掲げるときに限り行うものとする。

一　災害その他特別の事情により当該都道府県において当該年度の国民健康保険事業費納付金の額を減額する必要性が特に高いと認められるとき。

二　前号に掲げるときのほか、法第八十二条の二第二項第二号に規定する当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項の変更その他の国民健康保険事業の運営に関する事項の変更（当該都道府県において安定的な財政運営のために特に必要があると認められるものに限る。）をしたときにおいて、当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額又は当該都道府県内の市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が、それぞれ当該年度の前年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額又は当該都道府県内の市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額を著しく上回ることが見込まれるとき。

2　法第八十一条の二第三項の規定により都道府県が取り崩す額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の範囲内の額とする。

一　当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政安定化基金の残高の額（当該年度において第二十一条の四第二項に規定する財政調整事業を実施する場合にあつては、当該残高の額から当該財政調整事業の実施に要する費用の額を控除した額）から、当該取崩しを行う年度前五年度内において実施した法第八十一条の二第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第二号の規定による資金の交付又は同条第二項の規定による財政安定化基金の取崩しに係る費用の額を合算した額を控除した額

二　平成三十年度の末日における当該都道府県の財政安定化基金の残高の額の二分の一の額（法第八十一条の二第三項の規定による取崩しをした場合における財政安定化基金への繰入れ）

**第二十一条の三**　都道府県は、法第八十一条の二第三項の規定による財政安定化基金の取崩しをしたときは、当該取崩しをした年度の初日の属する年度の七年後の年の四月一日の属する年度の末日（災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合にあつては、当該取崩しをした年度の初日の属する年の十年後の年の四月一日の属する年度の末日）までに当該取崩しの額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

第二十二条第三項中「第八十一条の二第七項」を「第八十一条の二第八項」に改め、同条第四項中「第八十一条の二第八項」を「第八十一条の二第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第三十条中「第五条第十項及び第十一項」を「第五条第十六項及び第十七項」に改める。

附則第二条中「間」と」の下に「、同条第十項中「当該年度における次の」とあるのは「次の」と」を加える。

附則第十三条の表中第五条第一項第一号ハの項を削り、第五条第八項の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第五条第十項第一号 | 第一項第一号イ及びロ | 第一項第一号イ及び附則第十三条の規定により読み替えられた同号ロ |
| 第五条第十項第二号 | 第十四項 | 附則第十三条の規定により読み替えられた第十四項 |
| 第五条第十項第三号 | 第十五項 | 附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項 |
| 第五条第十四項 | 同条第二項 | 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項 |
| 第五条第十四項第一号 | 第四項第一号 | 附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号 |

| | | |
|---|---|---|
| 第五条第十四項第二号 | 第四項第二号 | 附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号 |
| 第五条第十五項 | 同条第二項 | 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項 |
| 第五条第十五項第一号 | 第五項第一号 | 附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 第五条第十五項第二号 | 第五項第二号 | 附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第二号 |
| 第五条第十五項第三号 | 三　第五項第三号に掲げる特定納付費用額の部分　零 | 三　附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第三号に掲げる特定納付費用額の部分　零<br>四　前三号に掲げる部分以外の部分　当該特定納付費用額の次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合<br>イ　二百八十万円未満　千分の百二十<br>ロ　二百八十万円以上　千分の百 |

附則第十五条の表第五条第四項第一号の項中「規定による承認を受けて」を「申出をして」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた同号ロ | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十四項 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号 |

| | | |
|---|---|---|
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十五項第二号 | 附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第二号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第二号 |
| 附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十五項第三号 | 附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第三号 | 附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第三号 |

附則に次の一条を加える。

（被保険者の数の少ない組合に係る法第七十三条第六項第二号に規定する基準の経過措置）

**第十六条**　令和九年度から令和十一年度までの間、令和七年度の一月当たりの平均的な被保険者の数が三千人未満の組合に係る法第七十三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、第五条第十二項の規定にかかわらず、当該年度の組合被保険者一人当たり積立金額が二百万円以上であることとする。

2　令和十二年度から令和十四年度までの間、令和九年四月一日から令和十一年九月三十日までの間に他の組合との合併に係る法第三十三条第一項に規定する議決に必要な手続を開始した組合であつて当該手続を開始した日の属する月の前十二月間の一月当たりの平均的な被保険者の数が三千人未満であるものに係る法第七十三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、第五条第十二項の規定にかかわらず、当該年度の組合被保険者一人当たり積立金額が二百万円以上であることとする。

別表第一及び別表第二中「百五十万円」を「百八十万円」に、「百六十万円」を「百九十万円」に、「百七十万円」を「二百万円」に、「百八十万円」を「二百十万円」に、「百九十万円」を「二百二十万円」に、「二百万円」を「二百三十万円」に、「二百三十万円」を「二百四十万円」に、「二百四十万円」を「二百五十万円」に、「二百五十万円」を「二百六十万円」に、「二百六十万円」を「二百七十万円」に改める。

別表第三中「、第十六条及び第十七条」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に、「百六十万円」を「百九十万円」に、「百七十万円」を「二百万円」に、「百八十万円」を「二百十万円」に、「百九十万円」を「二百二十万円」に、「二百万円」を「二百三十万円」に、「二百三十万円」を「二百四十万円」に、「二百四十万円」を「二百五十万円」に、「二百五十万円」を「二百六十万円」に、「二百六十万円」を「二百七十万円」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

**第三条**　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の項中「第五条第十項及び第十一項」を「第五条第十六項及び第十七項」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

**第四条**　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九第三項第一号中「六歳」を「十八歳」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

**第五条**　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第一号中「第七十三条第四項」の下に「（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

（子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

**第六条**　子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「改正法第八条の規定による改正後の」を削り、「「新国民健康保険法」を「国保法」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」を「国保法」に改め、「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第二号）第二条の規定による改正後の」を削り、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令第一条の規定による改正後の」を削り、「新国保」を「国保令」に改め、同号ロ中「改正法第五条の規定による改正後の」及び「。以下「新地方税法」という。」を削り、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「（新地方税法）」を「（同法）」に改め、同項第二号中「新国民健康保険法第七十二条の三の二第一項」を「国保法第七十二条の三の二第一項」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」を「国保法」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「新国保」を「国保令」に改め、同号ロ中「新地方税法の」を「（同法）」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、同項第三号中「新国民健康保険法第七十二条の三の三第一項」を「国保法第七十二条の三の三第一項」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」を「国保法」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、同号ロ中「新地方税法の」を「地方税法の」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「（新地方税法）」を「（同法）」に改め、同項第四号中「新国民健康保険法第七十二条の四第一項」を「国保法第七十二条の四第一項」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、同号ロ中「新地方税法の」を「地方税法の」に、「（同法）」に改め、同項第五号中「新国民健康保険法」を「国保法」に、「全て」を「当該補助を受ける全て」に改め、同号イ中「新国保算定政令第五条第一項第一号ロ(1)」を「国保算定政令第五条第一項第一号ロ(1)」に、「新国保算定政令第五条第一項第一号イ」を「同号イ」に改め、「とする」の下に「。次号イにおいて「子ども・子育て支援納付金納付費用額」という」を加え、「同号ロ(3)」を「同条第一項第一号ロ(3)」に改め、「。ロ」の下に「及び次号」を加え、同号ロ中「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、同項に次の一号を加える。

六　国保法第七十三条第六項の規定による補助　次に掲げる額を当該補助を受ける全ての国民健康保険組合について合算した額に相当する部分

イ　子ども・子育て支援納付金納付費用額から子ども・子育て支援納付金特定納付費用額を控除して得た額に国保算定政令第五条第十項第一号イ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額（同条第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額をいう。）の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額

ロ　子ども・子育て支援納付金特定納付費用額に国保算定政令第五条第十五項第三号に定める割合を乗じて得た額

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和九年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第六項の規定は、令和九年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和八年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之
厚生労働大臣　上野賢一郎

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年十一月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第三百四十八号**

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成三十一年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和八年十一月三十日」を「令和九年十一月三十日」に改める。

別表一の項中「及び南シナイ県」及び「（シャルム・エル・シェイク市の区域を除く。）」を削る。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

# その他告示

**○衆議院告示第二号**

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第二条第三項（同令第三条及び第四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和八年十一月十一日

衆議院議長　森　英介

インターネットを利用して閲覧に供する方法によることとし、衆議院ホームページ（https://www.shugiin.go.jp/）において公表する。

**附　則**

この告示は、令和八年十一月十一日から施行する。

**○厚生労働省告示第三百八十八号**

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき、納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者を次のとおり指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

令和八年十一月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

| 名称 | 所在地 | 指定した日 |
|---|---|---|
| 新潟縣信用組合 | 新潟県新潟市中央区営所通一番町三百二番地一 | 令和八年十一月十一日 |

**○経済産業省告示第百五十号**

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関として次の者を登録したので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 登録した年月日 |
|---|---|---|
| 静岡県東部電気工事協同組合 | 静岡県沼津市花園町十五番地の一 | 令和八年十一月十一日 |

**○国土交通省告示第千三百四十一号**

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

| 登録年月日 | 名称 | 住所 | 種類 |
|---|---|---|---|
| 令和八年十月二十三日 | ハウンドジャパン株式会社 | 神奈川県横浜市都筑区北山田一―一〇―五 | 貨物軽自動車安全管理者講習 |

**○国土交通省告示第千三百四十二号**

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

| 登録年月日 | 名称 | 住所 | 種類 |
|---|---|---|---|
| 令和八年十月二十三日 | 有限会社ワイズ | 埼玉県さいたま市西区二ツ宮七九七番地一 | 貨物軽自動車安全管理者講習 |

**○観光庁告示第二十二号**

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、次の登録研修機関から代表者の氏名、住所、研修業務を行う事務所の名称、研修業務を行う事務所の所在地及び研修業務の開始日を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十一月十一日

観光庁長官　木村　典央

一　（一）一般社団法人　九州通訳・翻訳者・ガイド協会（登録研修機関第六十六号）

住所の変更

| 変更前 | 福岡県福岡市南区塩原四丁目四番二十二号　二階 |
|---|---|
| 変更後 | 福岡県福岡市南区玉川町十三番二十八号　鶴田ビル四階 |

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

| 変更前 | 福岡県福岡市南区塩原四丁目四番二十二号　二階 |
|---|---|
| 変更後 | 福岡県福岡市南区玉川町十三番二十八号　鶴田ビル四階 |

三　変更の年月日　令和五年八月一日

（二）クラブツーリズム株式会社（登録研修機関第三十六号）

一　住所の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 東京都江東区枝川一丁目九番六号　住友不動産豊洲ビル　三階 |
| 変更後 | 東京都江東区枝川一丁目九番六号　住友不動産豊洲ビル　五階 |

二　変更の年月日　令和七年九月十六日

（三）一般社団法人日本旅行業協会（登録研修機関第九号）

一　代表者の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 髙橋　広行 |
| 変更後 | 原　優二 |

二　変更の年月日　令和八年六月十七日

（四）一般社団法人川口市旅行観光協会（登録研修機関第八十一号）

一　研修業務を行う事務所の名称の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 川口市立映像・情報メディアセンター　メディアセブン |
| 変更後 | 株式会社旅倶楽部 |

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 埼玉県川口市一丁目一番一号　キュポ・ラ七階 |
| 変更後 | 埼玉県川口市本町三丁目四番三号　二百二号 |

三　研修業務の開始日

| | |
|---|---|
| 変更前 | 令和七年十月一日 |
| 変更後 | 令和八年九月十九日 |

四　変更の年月日　令和八年八月十日

**○観光庁告示第二十三号**

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する同法第十二条の十七の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会（登録研修機関第一号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第二十九条において準用する同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十一月十一日

観光庁長官　木村　典央

一　代表者の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 髙橋　広行 |
| 変更後 | 原　優二 |

二　変更の年月日　令和八年六月十七日

**○防衛省告示第二百七十号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十一日　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月十八日（予備、同月十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百七十一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十一日　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百七十二号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十一日　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○最高裁判所告示第十号**

最高裁判所判事三浦守の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者は、令和八年十一月四日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　林　道晴

令和八年十一月十一日

最高裁判所長官　今崎　幸彦

**○最高裁判所告示第十一号**

最高裁判所判事林道晴の皇室会議の議員就任に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、令和八年十一月四日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　安浪　亮介

令和八年十一月十一日

最高裁判所長官　今崎　幸彦

# 国会事項

## 衆議院

**質問書転送**

十一月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

eスポーツ関連業務を活用した障害者就労支援に関する質問主意書

**議事日程**

十一月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第六号

令和八年十一月十日（火曜日）

午後一時開議

第一　商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　原油等の安定的な輸送の確保のための指定水路の利用の合理化に関する法律案（内閣提出）

第三　特定貨物保険契約及び特定船舶保険契約の履行の確保に関する特別措置法案（内閣提出）

第四　警察官職務執行法の一部を改正する法律案（内閣提出）

---

一　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律案（内閣提出）及び法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明

## 参議院

**議案付託**

十一月九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

総務委員会に付託

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

厚生労働委員会に付託

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

環境委員会に付託

**質問主意書提出**

十一月九日議員から次の質問主意書が提出された。

証券取引に係るシステムへのサイバー攻撃及び安全管理体制に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二六号）

**質問主意書転送**

十一月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

デジタル商品券等を利用した地方自治体の給付事業におけるサイバーセキュリティ対策に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一八号）

公的給付におけるデジタル手段の利用要件と公平性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一九号）

# 人事異動

## 内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月八日）

## 法務省

令和八年度土地家屋調査士試験委員（採点担当）に任命する

任期は令和九年二月二十八日までとする（各通）

（十一月四日）

---

## 岐阜県

○監査委員選任

澄川寿之委員及び安井忠委員は、五月七日辞職し、同月八日次の者が選任された。

監査委員　伊藤　英生

同　藤本　恵司

## 沖縄県

○議長選挙

中川京貴議長は、十月六日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　島袋　大

## 仙台市

○教育委員会委員任命

庄司弘美委員は、十月五日任期満了し、同月六日次の者が任命された。

教育委員会委員　幾世橋広子

## 名古屋市

○教育委員会委員再任

南田あゆみ委員は、十月一日再任された。

## 堺市

○教育委員会委員再任

中村善彦委員は、十月一日再任された。

## 広島市

○教育委員会委員任命

西敦子委員は、十月三日任期満了し、同月四日次の者が任命された。

教育委員会委員　國清あやか

○人事委員会委員選任

川添泰宏委員は、十月五日任期満了し、同月六日次の者が選任された。

人事委員会委員　政氏　昭夫

# 叙位・叙勲

**○叙位**

正四位に叙する

藤崎　護

従五位に叙する

近藤貢太郎

澁谷　興宏　平戸　司郎　水野　亘雄

正六位に叙する（各通）

飯野　茂男　内野　劔次　仲地　稔

西田　裕至　増澤　才平　吉永　正文

従六位に叙する（各通）

後藤　駒治　渡邉　康好

正七位に叙する（各通）

伊部巳代治　田村　伸美

従七位に叙する（各通）（以上十月五日）

久保　精　柘植　郁雄

従五位に叙する（各通）

中村　政文　吉岡　憲一

正六位に叙する（各通）

阿部　繁夫　藤川　明美　渡辺　昭一

渡邊　英樹　和田　利一

従六位に叙する（各通）

庄司　俊彦　田川　久男

正七位に叙する（各通）

熊本　敏博　野口　勇

従七位に叙する（各通）（以上十月六日）

（琉球大学名誉教授）　東江　平之

正四位に叙する

橘　昭夫

従五位に叙する

井上　貞正　山下　仁

（二等陸佐）

吉田　賢二

正六位に叙する（各通）

堺　昊　佐藤　邦夫　豊田　和男

中川　英夫　長峯　義則　脇　正一

従六位に叙する（各通）

千田　義齋

正七位に叙する（以上十月七日）

**○叙勲**

瑞宝中綬章を授ける

藤崎　護

瑞宝双光章を授ける

内野　劔次　澁谷　興宏

平戸　司郎　水野　亘雄

（各通）

瑞宝双光章を授ける

安倍　伸　渋澤　林藏　田中　繁則

三島　寛隆　吉永　正文

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月五日）

阿部　繁夫　庄司　俊彦

中村　政文　渡辺　昭一

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月六日）

田川　久勇　野口　勇　和田　利一
長峯　義則　千田　義齋　中川　英夫
（二等陸佐）　吉田　賢二　仁

瑞宝双光章を授ける（各通）（十月七日）

脇　正一

瑞宝双光章を授ける（十月八日）

加藤　敬

# 皇室事項

**行幸**

天皇陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十一月八日午後一時四十分御出門、第八十一回天皇賜杯・皇后賜杯全日本ソフトテニス選手権大会を御覧のため、有明コロシアム（江東区）へ行幸、同七時還幸になった。

# 官庁報告

## 官庁事項

**東北地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十一日　東北地方整備局長　小島　優

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 占用を制限する区域

| 区域 | 備考 |
|---|---|
| 上山市関根字東通九二番一から同市宮脇字下川原七一二番一一三まで | |

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十一月十一日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

## 法務

**公証人法第13条ノ２に規定する公証人の選考に関する公告**

令和８年11月11日　検察官・公証人特別任用等審査会

1　公証人選考申込案内掲示期間及び選考申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人選考申込案内掲示期間

令和８年11月12日（木曜日）午前８時30分から同年12月14日（月曜日）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における選考申込願書受付期間

令和８年11月13日（金曜日）から同年12月14日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで

2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

| 受付法務局 | 採用予定地 | 採用予定人員 | 採用予定年月日 |
|---|---|---|---|
| 千葉地方法務局 | 木更津支局管内　木更津市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| | 船橋支局管内　船橋市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| | 茂原支局管内　茂原市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| 水戸地方法務局 | 日立支局管内　日立市 | １人 | 令和10年３月１日 |
| 静岡地方法務局 | 下田支局管内　下田市 | １人 | 令和９年５月１日 |
| | 掛川支局管内　掛川市 | １人 | 令和９年６月１日 |
| 神戸地方法務局 | 伊丹支局管内　伊丹市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| 和歌山地方法務局 | 橋本支局管内　橋本市 | １人 | 令和９年９月27日 |
| 津地方法務局 | 伊賀支局管内　伊賀市 | １人 | 令和９年６月１日 |
| | 伊勢支局管内　伊勢市 | １人 | 令和９年６月１日 |
| 広島法務局 | 尾道支局管内　尾道市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| 山口地方法務局 | 下関支局管内　下関市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| 岡山地方法務局 | 津山支局管内　津山市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| 鳥取地方法務局 | 米子支局管内　米子市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| 松江地方法務局 | 松江本局管内　松江市 | １人 | 令和９年12月１日 |
| 長崎地方法務局 | 長崎本局管内　長崎市 | １人 | 令和９年５月19日 |
| | 諫早支局管内　諫早市 | １人 | 令和９年８月１日 |
| | 島原支局管内　島原市 | １人 | 令和９年10月１日 |
| 大分地方法務局 | 中津支局管内　中津市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| 熊本地方法務局 | 天草支局管内　天草市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| 山形地方法務局 | 米沢支局管内　米沢市 | １人 | 令和９年６月１日 |
| 札幌法務局 | 苫小牧支局管内　苫小牧市 | １人 | 令和９年７月１日 |
| 高知地方法務局 | 四万十支局管内　四万十市 | １人 | 令和９年５月１日 |

―――――――――――――

**法務省告示配第百七十九号**

大分県臼杵市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十二月十一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、臼杵市役所又は大分地方法務局に照会すること。

令和八年十一月十一日

法務大臣　山下　貴司

大分県北海部郡臼杵町大字望月七百七ノ二番地

髙村ツギ子

# 地方自治事項

## 横浜市

**選挙**

十月十八日市長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

原澤　敦美（無所属）（女）

# 公告

## 諸事項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月11日

四国地方整備局長　奥田　晃久

１　処分をした年月日　令和８年10月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三和空調株式会社　毛利　富生　徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓215―２　国土交通大臣許可（般特―06）第18548号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

### 河川法に基づく工作物返還に係る公示

利根川水系渡良瀬川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年11月11日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶１艘

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県古河市新久田地先

⑵　当該工作物を除却した日　令和８年10月８日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年10月８日

⑵　保管の場所　茨城県古河市桜町４―８　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　古河出張所

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19―１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話　0480―52―3960

利根川水系渡良瀬川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年11月11日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶１艘及び桟橋１基

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県古河市新久田地先

⑵　当該工作物を除却した日　令和８年10月８日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年10月８日

⑵　保管の場所　茨城県古河市桜町４―８　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　古河出張所

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19―１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話　0480―52―3960

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和８年（家）第８１２４４号**

大阪市淀川区西宮原１丁目７番４６－１３１２号

申立人　上田　宏幸

本籍三重県名張市竜口６７５番地２

最後の住所大阪府大阪市淀川区西宮原１丁目７番４６－１３１２号

死亡の場所大阪府大阪市東淀川区

死亡年月日令和８年４月２日

出生の場所三重県名賀郡錦生村

出生年月日昭和１６年８月１３日

職業　無職　　被相続人　亡　上田　秀久

住所　大阪市北区西天満４－３－２５　梅田プラザビル別館６階

相続財産清算人　弁護士　高江洲　ひとみ

催告期間満了日　令和９年６月１５日

大阪家庭裁判所

**令和８年（家）第５０９３号**

福井市田尻栃谷町第38号36番地56

申立人　山下志保子

本籍福井市下莇生田町第19号16番地

最後の住所福井市下莇生田町第19号16番地

死亡の場所福井県福井市

死亡年月日令和６年７月29日

出生の場所福井県足羽郡六条村

出生年月日昭和４年８月20日

職業無職

被相続人　亡　嶋田　一郎

福井市順化１丁目24番43号　ストークビル福井一番館８階　九頭竜法律事務所

相続財産清算人　弁護士　漆間　圭吾

催告期間満了日　令和９年５月20日

福井家庭裁判所

**令和８年（家）第３５５号**

神奈川県大和市下鶴間二丁目５番12－507号

申立人　竹之内浩一

本籍千葉県千葉市稲毛区穴川二丁目10番

最後の住所千葉県八千代市勝田台三丁目３番地44小田方

死亡の場所千葉県千葉市稲毛区

死亡年月日令和５年10月９日

出生の場所大阪府西成郡豊崎町

出生年月日大正12年３月31日

職業不明　　被相続人　亡　中原　英子

鹿児島市新屋敷町16番425号公社ビル４階　村山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　村山　大輔

催告期間満了日　令和９年５月21日

鹿児島家庭裁判所

**令和８年（家）第３０３５４号**
東京都中野区中野４丁目６－１５
申立人　東京都中野都税事務所長　福留　敬一
本籍千葉県八千代市ゆりのき台三丁目７番地１
最後の住所千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７番地１　３棟１００３号
死亡の場所千葉県八千代市
死亡年月日令和５年１月１１日ころから２０日ころまでの間
出生の場所東京都中野区
出生年月日昭和２２年３月１日
職業　不明　被相続人　亡　紅林　治雄
事務所　千葉市中央区中央３丁目９番９号エレル千葉中央ビル５階　プライム法律事務所
相続財産清算人　弁護士　永嶋　久美子
催告期間満了日　令和９年６月２日
千葉家庭裁判所

**令和８年（家）第３３１号**
東京都中野区中野二丁目12番15号
申立人　中野リハイム管理組合
本籍香川県高松市屋島西町2445番地10
最後の住所香川県高松市屋島西町2445番地10
死亡の場所香川県高松市
死亡年月日令和７年９月20日
出生の場所高知県高知市
出生年月日昭和26年１月４日
職業無職　被相続人　亡　栗永　美知子
香川県高松市多肥下町1504－15　レインボー通り法律事務所
相続財産清算人　弁護士　守谷　貫志
催告期間満了日　令和９年５月31日
高松家庭裁判所

**令和８年（家）第３０２９４号**
東京都立川市曙町三丁目４２番９号
申立人　鈴木　健造
本籍東京都足立区千住三丁目７５番地
最後の住所千葉県習志野市藤崎三丁目１２番１４号お年寄りお世話の家
死亡の場所千葉県習志野市
死亡年月日令和６年５月１３日
出生の場所東京都足立区
出生年月日昭和２２年２月２日
職業　不明　被相続人　亡　大島　孝
事務所　千葉市中央区中央３丁目４番８号コーノスビル３階鈴木牧子法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中溝　明子
催告期間満了日　令和９年５月２８日
千葉家庭裁判所

**令和８年（家）第３０２４３号**
横浜市中区山下町２２番地
申立人　横浜市信用保証協会
本籍神奈川県横浜市鶴見区市場西中町９番
最後の住所千葉県市川市入船１１番１９－６０４号　藤和シティホームズ行徳
死亡の場所千葉県浦安市
死亡年月日令和７年１１月１７日
出生の場所山形県東根市
出生年月日昭和３８年８月１４日
職業　不明　被相続人　亡　佐藤　信司
事務所　千葉県市川市市川南１－９－２３京葉住設市川ビル５階弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　宮本　勇人
催告期間満了日　令和９年６月１４日
千葉家庭裁判所市川出張所

**令和８年（家）第８０３０７号**
埼玉県上尾市本町四丁目１１番５号
申立人　根貝戸団地管理組合法人
本籍埼玉県上尾市本町四丁目１１番
最後の住所埼玉県上尾市本町四丁目１１番２－３０４号　根貝戸団地
死亡の場所埼玉県上尾市
死亡年月日令和７年１月２１日頃から３１日頃までの間
出生の場所青森県南津軽郡田舎舘村
出生年月日昭和１８年１０月２３日
職業無職　被相続人　亡　樋口　靜子
事務所埼玉県さいたま市南区南浦和２－３９－１８　第六大雄ビル４階Ａ　弁護士法人Ｍｏｎｔｅ南浦和法律事務所
相続財産清算人　弁護士　江口　裕樹
催告期間満了日　令和９年６月１４日
さいたま家庭裁判所

**令和８年（家）第６０６８号**
長崎市桜町４番１号
申立人　長崎県信用保証協会
本籍長崎県佐世保市世知原町槍巻1544番地
最後の住所長崎県北松浦郡佐々町松瀬免27番地
死亡の場所長崎県佐世保市
死亡年月日令和７年５月18日
出生の場所長崎県北松浦郡世知原町
出生年月日昭和18年11月４日
職業法人代表者　被相続人　亡　七種　徹
長崎県佐世保市若竹台町283番地10
事務所長崎県佐世保市木場田町８番６号
相続財産清算人　司法書士　林田　和樹
催告期間満了日　令和９年５月28日
長崎家庭裁判所佐世保支部

**令和８年（家）第３０６６号**
茨城県古河市大和田957-18
申立人　鮎川　明
本籍茨城県古河市大和田844番地
最後の住所茨城県古河市大和田844番地
死亡の場所茨城県つくば市
死亡年月日令和５年12月11日
出生の場所茨城県古河市
出生年月日昭和46年11月27日
職業会社員　被相続人　亡　鮎川　哲也
事務所茨城県古河市長谷町27番６号弁護士法人かなえ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤本　純
催告期間満了日　令和９年５月24日
水戸家庭裁判所下妻支部

**令和８年（家）第４０３２４号**
神奈川県横浜市中区本町六丁目５０番地１
申立人　独立行政法人都市再生機構
本籍　大阪府大阪市鶴見区今津中一丁目６番地１０
最後の住所　兵庫県三田市南が丘２丁目１番１４号　シャルム南が丘２０５号
死亡の場所　兵庫県三田市
死亡年月日　令和7年11月16日
出生の場所　兵庫県尼崎市
出生年月日　昭和39年5月26日
職業　不明　被相続人　亡　廣岡　賢一
兵庫県神戸市中央区中町通３丁目１番８号ライオンズステーションプラザ神戸３０７　あさば法律事務所
相続財産清算人　弁護士　浅葉　律子
催告期間満了日　令和9年５月27日
神戸家庭裁判所

**令和８年（家）第８０４２４号**
埼玉県熊谷市本町一丁目１３０番地１
申立人　埼玉縣信用金庫
本籍埼玉県さいたま市西区大字佐知川１２８７番地４
最後の住所埼玉県さいたま市西区大字佐知川１２８７番地４
死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区
死亡年月日令和７年５月２０日
出生の場所石川県江沼郡片山津町
出生年月日昭和２３年２月１１日
職業個人事業主　被相続人　亡　墨谷　義昭
事務所さいたま市南区文蔵２－１－２　コルティーレＩ３０２号　扇法律事務所
相続財産清算人　弁護士　扇　直記
催告期間満了日　令和９年６月１５日
さいたま家庭裁判所

**令和８年（家）第８０３２７号**
埼玉県白岡市西１０丁目１３番３０
申立人　小谷野　和悟
本籍埼玉県羽生市大字下新郷１７２７番地
最後の住所埼玉県川口市大字差間４４６番地の２ベターライフ差間
死亡の場所埼玉県さいたま市岩槻区
死亡年月日令和８年３月１１日
出生の場所埼玉県羽生市
出生年月日昭和２７年１月６日
職業無職　被相続人　亡　大町　秀雄
事務所埼玉県さいたま市南区沼影１－１７－４１ニューグリーンマンション１０４　大熊総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大熊　崇
催告期間満了日　令和９年６月１５日
さいたま家庭裁判所

**令和８年（家）第１７０号**
鳥取県八頭郡八頭町船岡592番地3
申立人　岡部　道隆
本籍鳥取県八頭郡八頭町船岡320番地
最後の住所鳥取県八頭郡八頭町船岡320番地
死亡の場所鳥取県米子市
死亡年月日令和8年5月28日
出生の場所鳥取県鳥取市
出生年月日昭和39年11月24日
職業不詳
被相続人　亡　三木　達也
鳥取県鳥取市青谷町青谷4307番地5
相続財産清算人　司法書士　長谷川　大之
催告期間満了日　令和9年5月31日
鳥取家庭裁判所

**令和８年（家）第２８０４号**
富山市塩22番地３
申立人　林　　浩子
本籍富山県富山市塩22番地３
最後の住所本籍に同じ
死亡の場所富山県富山市
死亡年月日令和８年１月31日
出生の場所富山県滑川市
出生年月日昭和48年10月７日
職業会社員　　被相続人　亡　林　　正樹
富山市相生町７－９　大坪法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大坪　直人
催告期間満了日　令和９年５月24日
富山家庭裁判所

**令和８年（家）第８１２２６号**
東京都新宿区西新宿一丁目２３番７号
申立人　住友林業レジデンシャル株式会社
本籍茨城県神栖市筒井１２５０番地２
最後の住所大阪府東大阪市日下町５丁目７番１６号　ゼルビーノ　Ｂ２０３
死亡の場所大阪府東大阪市
死亡年月日推定令和７年８月２７日
出生の場所東京都墨田区
出生年月日昭和２９年１月１７日
職業　不詳　　被相続人　亡　大竹　康彦
住所　大阪市中央区南船場２－１２－１６　ルグラン心斎橋９階
相続財産清算人　弁護士　井本　雅之
催告期間満了日　令和９年６月１５日
大阪家庭裁判所

**令和８年（家）第４９号**
東京都豊島区東池袋３丁目23番14号
申立人　系統債権管理回収機構株式会社
本籍大分県日田市天瀬町女子畑1584番地１
最後の住所大分県日田市大字小迫576番地13
死亡の場所大分県日田市
死亡年月日令和７年９月６日
出生の場所大分県日田郡中川村
出生年月日昭和５年７月５日
職業無職　　被相続人　亡　河津　頼利
住所大分県日田市中央１丁目４番６号
相続財産清算人　弁護士　森山大二郎
催告期間満了日　令和９年５月28日
大分家庭裁判所日田支部

**令和８年（家）第４０３０３号**
北海道石狩市花川北２条１丁目５番地35
申立人　向井　裕子、向井　礼子
本籍兵庫県神戸市中央区楠町１丁目234番地
最後の住所北海道石狩市花川南５条２丁目218番地３コーポハミング花川Ｂ103号
死亡の場所北海道石狩市
死亡年月日令和８年３月１日頃から10日頃までの間
出生の場所兵庫県神戸市生田区
出生年月日昭和25年10月21日
職業不詳　　被相続人　亡　橋本　正行
札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター北海道合同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　桝井　妙子
催告期間満了日　令和９年６月15日
札幌家庭裁判所

**令和８年（家）第３０１７６号**
岡山県倉敷市笹沖506番地１ベル・クレール306
申立人　山本慎一郎
本籍岡山県総社市秦3474番地４
最後の住所岡山県岡山市中区湯迫710番地１
死亡の場所岡山県岡山市中区
死亡年月日推定令和７年11月29日
出生の場所岡山県岡山市
出生年月日昭和13年11月28日
職業　無職　　被相続人　亡　淺野三枝子
事務所岡山市北区富田町２丁目13番12号コートサイドビル２階
相続財産清算人　弁護士　上西　芳樹
催告期間満了日　令和９年５月24日
岡山家庭裁判所

**令和　８年（家）第　３７２号**
申立人　国
本籍宮城県石巻市蛇田字上中埣60番地
最後の住所宮城県石巻市蛇田字上中埣60番地
死亡の場所宮城県石巻市
死亡年月日令和５年５月27日
出生の場所宮城県石巻市
出生年月日昭和35年１月２日
職業不動産貸付業　被相続人　亡　石母田正明
宮城県仙台市青葉区一番町２―２―８シエロ南町通６－２号室からんこえ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高橋　広希
催告期間満了日　令和９年５月24日
仙台家庭裁判所石巻支部

**令和８年（家）第２０１５６号**
東京都府中市住吉町５－10－１－312
申立人　佐藤　育子
本籍栃木県宇都宮市鐺山町351番地
最後の住所栃木県宇都宮市鐺山町351番地１
死亡の場所栃木県小山市
死亡年月日令和７年７月29日
出生の場所栃木県芳賀郡真岡町
出生年月日昭和23年７月30日
職業不明
被相続人　亡　小島　徹
東京都港区赤坂２丁目13番８号赤坂ロイヤルプラザ403　砂川法律事務所
相続財産清算人　弁護士　砂川　祐二
催告期間満了日　令和９年５月28日
宇都宮家庭裁判所

**令和８年（家）第３０１２号**
埼玉県加須市下高柳490番地
申立人　斎藤　　肇
本籍埼玉県加須市下高柳88番地
最後の住所埼玉県加須市下高柳88番地
死亡の場所埼玉県加須市
死亡年月日令和７年８月21日頃から31日頃までの間
出生の場所埼玉県加須市
出生年月日昭和30年11月22日
職業無職
被相続人　亡　齋藤　典明
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町４－26－１－202Ｃコスタ・タワー浦和Ａ棟　弁護士法人松本合同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大西　真里子
催告期間満了日　令和９年６月15日
さいたま家庭裁判所久喜出張所

**令和８年（家）第２０９１号**
滋賀県甲賀市信楽町田代133番地
申立人　島田　一子
本籍滋賀県甲賀市水口町牛飼816番地
最後の住所滋賀県甲賀市水口町本町二丁目２番43号
死亡の場所滋賀県甲賀市
死亡年月日令和８年５月２日
出生の場所滋賀県甲賀郡岩根村
出生年月日昭和21年３月14日
職業無職　被相続人　亡　木村　正夫
滋賀県大津市中央３丁目４番28号第弐ワークスワン202号すみれ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　木下　康代
催告期間満了日　令和９年６月15日
大津家庭裁判所

**令和８年（家）第５０３号**
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍栃木県足利市大町435番地２
最後の住所埼玉県熊谷市新堀1038番地２　高砂ハイツⅡ208号
死亡の場所群馬県邑楽郡千代田町
死亡年月日令和７年９月26日
出生の場所栃木県足利市
出生年月日昭和45年１月21日
職業不明　　被相続人　亡　栗原　和幸
埼玉県東松山市松葉町２丁目１番13号　東松山総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　瀬戸　一哉
催告期間満了日　令和９年５月21日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

**令和８年（家）第７１６０１号**
東京都江戸川区江戸川２丁目２９－１－１２１７
申立人　宮本　雄一
本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字御字神１５４番地１
最後の住所東京都北区西ケ原４丁目２番１５号
死亡の場所静岡県浜松市中央区
死亡年月日令和７年１２月６日
出生の場所東京都北区
出生年月日昭和４０年９月６日
職業　会社員　被相続人　亡　寺澤　豊美
事務所　東京都中央区銀座三丁目１０番７号　銀座京屋ビル６階緑川・北代法律事務所
相続財産清算人　弁護士　北代　八重子
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

**令和　８年（家）第　　２９９号**
大分県中津市耶馬溪町大字戸原1321番地
申立人　北村　正美
本籍大分県中津市耶馬溪町大字戸原69番地４
最後の住所大分県中津市耶馬溪町大字戸原1085番地２
死亡の場所大分県中津市
死亡年月日平成30年９月16日
出生の場所大分県下毛郡耶馬溪村
出生年月日昭和31年５月４日
職業不詳　　被相続人　亡　馬場　秀則
大分市大字馬場970番地の15
相続財産清算人　司法書士　笹原　嘉人
催告期間満了日　令和９年５月31日
大分家庭裁判所中津支部

**令和　８年（家）第　　３００号**
大分県中津市耶馬溪町大字戸原1321番地
申立人　北村　正美
本籍大分県下毛郡耶馬溪町大字戸原1067番地の１
最後の住所大分県下毛郡耶馬溪町大字戸原1085番地の２
死亡の場所大分県中津市
死亡年月日平成14年６月16日
出生の場所大分県下毛郡耶馬溪村
出生年月日昭和28年12月８日
職業不詳　　被相続人　亡　馬場　博昭
大分市大字馬場970番地の15
相続財産清算人　司法書士　笹原　嘉人
催告期間満了日　令和９年５月31日
大分家庭裁判所中津支部

**令和８年（家）第４４０号**
福島県いわき市平六町目３番地の１８
申立人　アドレス株式会社
本籍茨城県日立市鮎川町三丁目８７番地
最後の住所茨城県日立市鮎川町３丁目６番４２号
死亡の場所茨城県那珂市
死亡年月日推定令和８年２月２７日
出生の場所茨城県日立市
出生年月日昭和２６年７月１５日
職業不詳　　被相続人　亡　神長和明
茨城県日立市神峰町１丁目２番１５号甲南ビル２階近藤法律事務所
相続財産清算人　弁護士　近藤識之
催告期間満了日　令和９年６月１１日
水戸家庭裁判所日立支部

**令和８年（家）第９０８３６号**
東京都立川市柏町１丁目８番地の１グラン・コート立川柏町　２０７号
申立人　大久保　修司
本籍東京都三鷹市中原一丁目３番
最後の住所東京都三鷹市中原１丁目３番２０号
死亡の場所東京都武蔵野市
死亡年月日令和８年３月２４日
出生の場所静岡県清水市
出生年月日昭和４０年３月２４日
職業　不明　被相続人　亡　曽根　晋
事務所　東京都府中市寿町２丁目３番地の１レールサイド寿２階　大藏法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大藏　隆子
催告期間満了日　令和９年５月２０日
東京家庭裁判所立川支部

**令和８年（家）第９０７４４号**
東京都町田市森野２丁目２番２２号
申立人　町田市長　稲垣　康治
本籍東京都中野区上鷺宮一丁目２２３番地
最後の住所東京都町田市図師町２２３６番地１４
死亡の場所東京都町田市
死亡年月日令和６年７月２７日
出生の場所東京都中野区
出生年月日昭和３６年７月１５日
職業　不明　被相続人　亡　千嶋　達朗
事務所　東京都武蔵野市中町１丁目２８番１０号ローラン武蔵野２階　武蔵野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　坂倉　渉太
催告期間満了日　令和９年５月２０日
東京家庭裁判所立川支部

**令和８年（家）第３０２７５号**
神奈川県横浜市金沢区西柴２丁目１２番３２号
申立人　埴原　義男
本籍千葉県我孫子市我孫子四丁目３８０番地
最後の住所千葉県我孫子市台田４丁目９番１８号　１０１号　レオパレス北柏第９
死亡の場所千葉県柏市
死亡年月日令和７年１２月７日
出生の場所東京都足立区
出生年月日昭和２２年１２月６日
職業不明　　被相続人　亡　吉﨑　伸一
事務所　千葉県松戸市本町１８－４　ＮＢＦ松戸ビル５階　ときわ綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白石　知江
催告期間満了日　令和９年６月１５日
千葉家庭裁判所松戸支部

**令和８年（家）第９０２５号**
新潟県村上市三之町１番１号
申立人　村上市
本籍新潟県村上市藤沢29５番地
最後の住所秋田市仁井田福島一丁目３番37号
死亡の場所秋田県秋田市
死亡年月日令和２年12月２日
出生の場所新潟県北蒲原郡黒川町
出生年月日昭和２年５月27日
職業不明　　被相続人　亡　小田テツエ
秋田市山王３－１－13　ＦＶＰ秋田山王ビル６階　松本総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　笈川　正典
催告期間満了日　令和９年５月28日
秋田家庭裁判所

**令和８年（家）第７１２３７号**
東京都品川区大井一丁目１５番１号
申立人　特定非営利活動法人東京市民後見サポートセンター
本籍東京都品川区荏原２丁目１０番
最後の住所東京都品川区戸越１丁目１５番２３号　戸越台特別養護老人ホーム
死亡の場所東京都品川区
死亡年月日令和７年９月２７日
出生の場所不明
出生年月日昭和７年２月２６日
職業　無職　被相続人　亡　石川　容子
事務所　東京都千代田区神田多町２丁目１１番カツミビル５階　弥生共同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　川村　理
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第２００３６号**
栃木県矢板市鹿島町16番７号
申立人　山本　理佐
本籍栃木県大田原市末広三丁目2856番地５
最後の住所栃木県大田原市紫塚１丁目５番11号　第10待降寮
死亡の場所栃木県大田原市
死亡年月日令和８年６月22日
出生の場所大分県東国東郡国東町
出生年月日昭和29年１月20日
職業無職　　被相続人　亡　藤井　幸広
栃木県那須塩原市方京１－16－５弁護士法人戸野・田並・小佐田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　戸野　俊介
催告期間満了日　令和９年５月31日
宇都宮家庭裁判所大田原支部

**令和８年（家）第３１８３号**
熊本市東区上南部二丁目12番21号
申立人　東　　朝子
本籍熊本県上益城郡益城町大字安永715番地
最後の住所静岡県牧之原市波津62１番地１　メゾン小堤20１
死亡の場所熊本県熊本市東区
死亡年月日令和７年６月９日
出生の場所熊本県上益城郡広安村
出生年月日昭和27年10月21日
職業無職　　被相続人　亡　盛島　洋司
熊本市中央区草葉町４番20号　富士火災熊本ビル７階　三浦・江越法律事務所
相続財産清算人　三浦　宏之
催告期間満了日　令和９年５月31日
熊本家庭裁判所

**令和８年（家）第２０１０４号**
大分市大字三芳2058番地の１レジデンス三芳203
申立人　福　智恵美
本籍大分市大字三芳2047番地７
最後の住所大分市大字三芳2047番地の７
死亡の場所大分県大分市
死亡年月日令和８年５月16日
出生の場所北海道千歳市
出生年月日昭和42年１月１日
職業美容師　被相続人　亡　福　秀文
事務所大分市府内町１丁目６－24内藤ビル２Ｆ大分府内町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小野　貴久
催告期間満了日　令和９年５月30日
大分家庭裁判所

**令和８年（家）第１０７９号**
大阪市中央区今橋四丁目５番１５号
申立人　三井住友カード株式会社
本籍奈良県大和高田市幸町６番
最後の住所奈良県大和高田市幸町６番２－４１５号駅前ネオハイツ
死亡の場所奈良県大和高田市
死亡年月日令和５年１１月８日
出生の場所広島県双三郡河内村
出生年月日昭和２１年８月１８日
職業　不明　　被相続人　亡　田房　義臣
奈良市花芝町７番地２松村ビル２階　エレファス法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松井　和弘
催告期間満了日　令和９年５月３１日
奈良家庭裁判所葛城支部

**令和８年（家）第３０２０３号**
千葉県船橋市習志野台３丁目３番１－３１３号
申立人　鎌手　博哉
本籍東京都江東区亀戸六丁目１番地７
最後の住所千葉県船橋市本町６丁目７番１５号
死亡の場所千葉県鎌ケ谷市
死亡年月日令和８年６月３日
出生の場所東京都品川区
出生年月日昭和２６年２月９日
職業　無職　被相続人　亡　野村　周治
事務所　千葉県船橋市湊町１丁目１番１５号船橋総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　有村　聡介
催告期間満了日　令和９年６月１５日
千葉家庭裁判所市川出張所

**令和８年（家）第７０２０５号**
大阪府堺市西区神野町３丁２番３－11号
申立人松山義宏
本籍鹿児島県南さつま市金峰町尾下3049番地
最後の住所兵庫県尼崎市西長洲町１丁目８番20号
死亡の場所兵庫県尼崎市
死亡年月日令和８年７月12日
出生の場所兵庫県尼崎市
出生年月日昭和41年12月５日
職業　アルバイト　被相続人　亡　松山哲治
事務所兵庫県尼崎市潮江１丁目20－１アミング潮江イーストＡ２棟401西Ｂ
相続財産清算人　弁護士　酒井健一郎
催告期間満了日　令和９年５月21日
神戸家庭裁判所尼崎支部

**令和８年（家）第４４６号**
兵庫県宝塚市宝梅２丁目６－130　池本方
申立人　吉田　ひとみ
本籍兵庫県豊岡市但東町中山828番地２
最後の住所兵庫県伊丹市中野北４丁目２番11号ケアハイツなかの
死亡の場所兵庫県伊丹市
死亡年月日令和８年１月28日
出生の場所兵庫県出石郡但東町
出生年月日昭和７年11月15日
職業無職　被相続人　亡　堀　保
兵庫県宝塚市栄町２丁目11番７－201号
相続財産清算人　林　郁代
催告期間満了日　令和９年５月24日
神戸家庭裁判所伊丹支部

**令和８年（家）第７１９８３号**
東京都港区三田２丁目７番９－５０３号
申立人　三喜商事株式会社
本籍静岡県静岡市駿河区安居２７２番地
最後の住所東京都杉並区井草１丁目４５番７号三喜荘
死亡の場所東京都杉並区
死亡年月日令和７年１２月３日
出生の場所島根県平田市
出生年月日昭和１２年４月２９日
職業　無職　被相続人　亡　小村　勲
事務所　東京都文京区本郷三丁目２４番２号ＨＰ本郷ビル５階　南部法律事務所
相続財産清算人　弁護士　南部　恵一
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

**令和８年（家）第９１６１号**
東京都大田区山王二丁目12番10号
申立人　社会福祉法人婦人の園
本籍静岡県伊豆市加殿150番地
最後の住所静岡県駿東郡小山町須走495番地の222　社会福祉法人　婦人の園　インマヌエル
死亡の場所静岡県駿東郡小山町
死亡年月日令和８年１月１日
出生の場所静岡県田方郡下狩野村
出生年月日昭和31年４月29日
職業無職　被相続人　亡　杉原　春美
東京都港区西新橋１丁目８番５号　飯島ビル201号室　手塚法律事務所
相続財産清算人　弁護士　手塚　明
催告期間満了日　令和９年６月10日
静岡家庭裁判所沼津支部

**令和８年（家）第９０７４３号**
千葉県柏市みどり台４丁目２０番１１号
申立人　飛山　信夫
本籍埼玉県川越市元町一丁目８番地１２
最後の住所東京都西東京市田無町２丁目１４番２２号
死亡の場所東京都西東京市
死亡年月日令和８年７月２６日
出生の場所東京都中野区
出生年月日昭和２３年６月３日
職業　無職　被相続人　亡　吉住　建一
事務所　東京都八王子市明神町４丁目５番３号橋捷ビル２階　八王子中央法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大久保　康裕
催告期間満了日　令和９年５月２０日
東京家庭裁判所立川支部

**令和８年（家）第２０１３８号**
山梨県甲府市北口１丁目１番８号甲府北口ビル古屋法律会計事務所
申立人　吉澤　宏治
本籍山梨県笛吹市春日居町鎮目６０８番地
最後の住所山梨県笛吹市八代町北１７５番地１美咲園
死亡の場所山梨県笛吹市
死亡年月日令和８年１月９日
出生の場所山梨県東山梨郡春日居町
出生年月日昭和２３年６月２７日
職業　無職
被相続人　亡　渡邉　鈴子
事務所山梨県甲府市相生２丁目５番１７号鈴木屋ビル３階田中・高橋法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田中　謙一
催告期間満了日　令和９年５月２０日
甲府家庭裁判所

**令和８年（家）第９２１号**
東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
申立人　国
同代表者法務大臣　平口　洋
同指定代理人　大鹿　和之
本籍岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目31番地１
最後の住所岐阜県土岐市肥田町浅野無番地
死亡の場所岐阜県多治見市
死亡年月日令和６年６月25日
出生の場所愛知県名古屋市東区
出生年月日昭和４年１月３日
職業無職　被相続人　亡　田中　元子
岐阜県多治見市精華町79
弁護士法人纐纈・吉野法律事務所　多治見オフィス
相続財産清算人　弁護士　纐纈　将貴
催告期間満了日　令和９年５月20日
岐阜家庭裁判所多治見支部

**令和８年（家）第２１７０号**
愛知県江南市和田町中畑31番地
申立人　大野　義秋
本籍愛知県江南市和田町中畑31番地
最後の住所本籍に同じ
死亡の場所愛知県半田市
死亡年月日令和８年２月５日
出生の場所愛知県名古屋市東区
出生年月日昭和38年９月１日
職業会社員
被相続人　亡　大野　政毅
愛知県一宮市高田字前田25番地　ペリカンビル２Ｄ　わたなべ法律事務所
相続財産清算人　渡邊　海太
催告期間満了日　令和９年５月20日
名古屋家庭裁判所一宮支部

**令和８年（家）第３０２７号**
新潟県村上市新町９番77号
申立人　司法書士法人海田総合法務事務所
本籍新潟県村上市新町1060番地３
最後の住所新潟県村上市南町二丁目12番20号
死亡の場所新潟県村上市
死亡年月日令和７年３月20日
出生の場所新潟県岩船郡高根村
出生年月日昭和４年２月４日
職業無職
被相続人　亡　横山　利三
主たる事務所新潟県村上市新町９番77号
相続財産清算人　司法書士法人海田総合法務事務所
催告期間満了日令和９年５月２０日
新潟家庭裁判所新発田支部

**令和８年（家）第９０５９４号**
東京都世田谷区桜丘５丁目１５番１０号
申立人　酒入　悦子
本籍東京都千代田区六番町４番地２
最後の住所東京都町田市山崎町２２００番地山崎団地４－１３－３０３
死亡の場所東京都町田市
死亡年月日令和８年４月２６日
出生の場所東京都大田区
出生年月日昭和３５年８月２１日
職業　無職　被相続人　亡　田畑　俊也
事務所　東京都千代田区麹町３－４－３　シエルブルー麹町５０２　山の手法律事務所
相続財産清算人　弁護士　生山　龍子
催告期間満了日　令和９年５月２０日
東京家庭裁判所立川支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに、当裁判所に、権利を届け出てください。もしこの終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。

**令和８年（ヘ）第４号**

福島県いわき市山田町井上109番地
申立人　井上　洋子
権利の届出の終期　令和９年２月28日
令和８年10月26日
いわき簡易裁判所

（別紙）　目　録

⑴　土地　いわき市山田町井上前113番
田　534平方メートル

⑵　登記年月日番号　福島地方法務局いわき支局明治37年４月７日受付第1401号

⑶　登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治36年５月25日設定
目的　軽便鉄道布設
範囲　13歩１合２勺
存続期間　明治35年１月20日より明治64年12月31日まで
地代　金20円70銭
地上権者　東京府北豊島郡南千住町大字地方橋場1251番地
岩城採炭株式会社

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和８年（家）第４２４号**

兵庫県姫路市実法寺３２７－１
申立人　菅原　賢一
本籍兵庫県西宮市樋ノ口町二丁目３１番地
最後の住所兵庫県姫路市上手野１６３番地３
不在者　菅原　一久
昭和24年２月17日生
届出期間満了日　令和９年２月26日
神戸家庭裁判所姫路支部

**令和　８年（家）第　３１４号**

沖縄県浦添市字経塚560番地　経塚市街地住宅314
申立人　安里　晴雄
本籍沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷173番地
最後の住所沖縄県浦添市字経塚560番地　経塚市街地住宅314
不在者　安里サダ子
昭和27年５月26日生
届出期間満了日　令和９年２月22日
那覇家庭裁判所

**令和８年（家）第４０６号**

岡山県岡山市南区豊成３丁目16番32号ディアステージ芳泉1007号室
申立人　笠原　武
本籍岡山県瀬戸内市邑久町尾張556番地
最後の住所岡山県瀬戸内市尾張556番地
不在者　大橋　米二
昭和33年11月28日生
届出期間満了日　令和９年２月22日
岡山家庭裁判所

**令和８年（家）第１５７０号**

京都市西京区大原野上里南ノ町773番地２
申立人　堀田幸次郎
本籍北海道札幌市中央区南９条西４丁目５番
最後の住所北海道札幌市南区澄川３条２丁目５番28号幸和ハイツ２号
不在者　佐藤　久
昭和７年１月８日生
届出期間満了日　令和９年２月26日
札幌家庭裁判所

## 失踪宣告

**令和７年（家）第１１０号**

本籍福岡県飯塚市忠隈316番地
最後の住所福岡県飯塚市忠隈316番地
不在者　柳井　安行
昭和13年１月３日生
令和８年10月14日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

**令和８年（家）第１１７７号**

本籍東京都世田谷区代田一丁目386番地
最後の住所東京都世田谷区代田一丁目37番１号
不在者　平井　ヱミ子
昭和10年11月12日生
令和８年10月15日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

**令和７年（家）第７２２号**

本籍宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内１４４８番地
最後の住所本籍に同じ
不在者　右田　昡雄
昭和9年4月15日生
令和8年10月14日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所日向出張所
裁判所書記官

**令和８年（家）第６６号**

本籍静岡県周智郡森町飯田3155番地
最後の住所静岡県袋井市鷲巣888番地の46
不在者　小池美登里
昭和13年４月17日生
令和８年10月14日失踪宣告確定
静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

**令和７年（家）第２４１号**

本籍青森県八戸市大字湊町字中道48番地
最後の住所青森県八戸市長苗代三丁目21番19号
不在者　白川　惠美子
昭和31年６月14日生
令和８年10月15日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所八戸支部
裁判所書記官

**令和８年（家）第２７８号**

本籍福岡県久留米市城島町内野349番地
最後の住所広島県東広島市八本松町原10320番地12
不在者　中園　省二郎
昭和12年７月30日生
令和８年10月15日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

**令和８年（家）第１３０３号**

本籍兵庫県南あわじ市市三條６５４番地３
最後の住所大阪府東大阪市長田中３丁目１８４番地
不在者　中田　満男
昭和18年5月19日生
令和8年10月16日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

**令和７年（家）第１６９号**

本籍広島県江田島市能美町高田3458番地
最後の住所広島県江田島市能美町高田3458番地
不在者　中本　キミヨ
大正7年7月1日生
令和8年10月14日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所呉支部裁判所書記官

**令和７年（家）第１７０号**

本籍広島県江田島市能美町高田3458番地
最後の住所広島県江田島市能美町高田3458番地
不在者　中本　礼司
昭和25年1月16日生
令和8年10月14日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所呉支部裁判所書記官

**令和７年（家）第３２９５号**

本籍神奈川県横浜市泉区新橋町５９５番地３
最後の住所神奈川県藤沢市辻堂神台二丁目８番２号　光洋コーポ１０１
不在者　杉村　杉四郎
昭和１７年１１月１３日生
令和８年10月15日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

**令和８年（家）第４１１４号**

本籍青森県西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎40番地
最後の住所不明
不在者　加藤　よね
明治28年４月13日生
令和８年10月16日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

**令和８年（家）第３４３６号**

本籍高知県須崎市浦ノ内塩間19番地
最後の住所不明
不在者　森田　益美
大正10年２月28日生
令和８年10月16日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

## 失踪宣告取消

**令和８年（家）第６９４号**

本籍岩手県下閉伊郡山田町大沢第８地割３０番地
住所千葉県千葉市稲毛区長沼町１２８番地３厚銀舎
申立人（失踪者）　佐藤　嘉信
昭和２８年４月２日生
令和８年１０月１６日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

**令和８年（ヘ）第２号**

福島県いわき市中央台高久３丁目51番地の４
申立人　株式会社Ｔ．Ｙ．Ｙビジネス
代表者代表取締役　佐藤　美香
権利の届出の終期　令和８年９月30日
令和８年10月20日
いわき簡易裁判所

（別紙）　目　録

⑴　土地　いわき市平字月見町22番１
宅地420.67平方メートル
⑵　登記年月日番号　福島地方法務局いわき支局明治43年7月14日受付第4987号
⑶　登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治43年７月14日設定
借賃　１月40銭
支払期　毎月30日
存続期間　5年
賃借権者　いわき市平字南町53番地
遠藤　育次

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和８年（フ）第７８号**

青森県三沢市新森一丁目７番地５号
債務者　株式会社Ｙｏｕファーム
代表者代表取締役　沼邊　優子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　十枝内　亘
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時30分
青森地方裁判所十和田支部

**令和８年（フ）第１０３０号**

仙台市泉区住吉台東５丁目15番地の３
債務者　株式会社宮城ランドスケイプ
代表者代表取締役　岡崎　祥岳
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中谷　洸
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時35分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第１９３５号**

東京都東村山市美住町一丁目18番地15
債務者　株式会社城西デザインラボ
代表者代表取締役　林　義勝
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥生　尚美
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第２０１２号**

東京都日野市豊田三丁目37番地の12
債務者　株式会社共立テクノロジーズ
代表者代表取締役　矢部　幸一
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸田　智彦
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第３１３号**

徳島県徳島市かちどき橋一丁目37番地の１アルファステイツかちどき橋803号室
債務者　ビオラ合同会社
代表者清算人　竹部　美香
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　篠原　健
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
徳島地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１５４号**

鹿児島県鹿屋市大浦町12875番地６
債務者　株式会社メディシン
代表者代表取締役　角野　吉晃
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中佐和子
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時30分
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和８年（フ）第４２４号**

静岡県浜松市中央区寺脇町869－２
債務者　株式会社西田
代表者代表取締役　西田　徹
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渥美　利之
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後４時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和８年（フ）第６５４号**

神奈川県小田原市南町３丁目２番17号
債務者　株式会社スマートケア
代表者代表取締役　梅原　淳
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　進藤　亮
４　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月３日午前11時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和８年（フ）第３９号**

長野県下伊那郡松川町元大島5518番地４
債務者　有限会社ひかり機器
代表者代表取締役　下澤　一夫
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北原　慎司
４　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時
長野地方裁判所飯田支部

**令和８年（フ）第４７号**

長野県飯田市上郷飯沼51番地
債務者　有限会社マルス建築舎
代表者取締役　熊谷　寿明
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村松　将太
４　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
長野地方裁判所飯田支部

**令和８年（フ）第５０号**

長野県飯田市中村365番地１
債務者　株式会社重設
代表者代表取締役　松島　雅浩
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
４　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時15分
長野地方裁判所飯田支部

**令和８年（フ）第２１６４号**

福岡県朝倉市甘木335番地１
債務者　株式会社ｓｈｅｍｉｎ
代表者代表取締役　下条　博（商業登記簿上の代表取締役　下条　正和）
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南谷　博子
４　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後３時
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第２１６５号**
福岡市西区野方六丁目24番９号
債務者　株式会社ｅｔｅｒｎｏ
代表者代表取締役　下条　　博（商業登記簿上の代表取締役　下条　正和）
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南谷　博子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後３時
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１８７２号**
福岡市早良区田村七丁目14―83―２
債務者　クサビホールデイングス合同会社
代表者代表社員　江口　福江
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福井　理絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第２０８３号**
福岡市南区鶴田四丁目８番25―２、旧本店所在地福岡市東区多の津一丁目３―１
債務者　株式会社インターナショナル・ウェルネス（旧商号　株式会社ＦＥＬＬＯＷ　ＳＨＩＰ）
代表者代表取締役　喜多川　論
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　雄介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第９号**
北海道網走市台町３丁目８番５号　河邊法律事務所
債務者　被相続人亡多田一信相続財産
相続財産清算人　河邊　雅浩
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
釧路地方裁判所網走支部破産係

**令和８年（フ）第１２３１号**
福島市笹谷字中川69番地の１
債務者　株式会社ＳＨＭ
代表者代表取締役　佐々木卓也
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇部　雄介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時10分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第１７９０号**
埼玉県加須市北平野330番地
債務者　ラバファルト株式会社
代表者代表取締役　増原　宏政
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後３時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第２１２５号**
札幌市南区澄川４条１丁目５番２―316号
債務者　株式会社Ｗｅｄｎｅｓｄａｙ
代表者代表取締役　髙田　祐輔
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　直毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後３時15分
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１７９６号**
埼玉県上尾市柏座二丁目２番25―202号
債務者　株式会社イベント上尾
代表者取締役　塚田　啓一
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤　太平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１９７８号**
福岡県筑紫野市永岡935番５
債務者　株式会社Ｃｏｎ・Ｆｏｏｄｓ
代表者代表取締役　渋谷　直之
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本田　裕一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１９７９号**
福岡市博多区博多駅前四丁目16番６号オフィスニューガイア博多駅前
債務者　株式会社ＳＶＡ
代表者代表取締役　渋谷　直之
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本田　裕一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第２７８号**
福島県郡山市中田町海老根字明神前79番地
債務者　株式会社熊耳組
代表者代表取締役　遊佐　一治
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　雄介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後３時
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和８年（フ）第２５１２号**
横浜市西区浜松町８―22―504号
債務者　株式会社ラックブライト
代表者代表取締役　野山　輝博
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　根本　雄司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時10分
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１２７号**
岐阜県揖斐郡大野町野1222番地の３
債務者　有限会社松岡ゴム工業
代表者取締役　松岡　寿史
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和８年（フ）第８０号**
福岡県みやま市瀬高町河内2068番地１
債務者　亡末吉千代子相続財産
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　健彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時45分
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**令和８年（フ）第１９９号**
新潟県長岡市希望が丘２丁目７番地１
債務者　有限会社柿川興産
代表者代表取締役　竹田　義将
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時50分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和８年（フ）第１７０３号**
札幌市白石区本通６丁目北１番18号
債務者　有限会社ハシエンダインターナショナル
代表者取締役　氷室　信康
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日和　優人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時15分
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１８７号**
群馬県邑楽郡大泉町東小泉一丁目23番１号
債務者　株式会社プロト技研
代表者代表取締役　佐藤　　治
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　弓子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後３時
前橋地方裁判所太田支部

**令和８年（フ）第５２３号**
愛知県岡崎市上三ツ木町字北稗田６番地
債務者　株式会社リバース・テック
代表者代表取締役　中村　武志
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時５分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第７５号**
東京都中央区銀座１丁目22―11　銀座大竹ビジデンス２Ｆ
債務者　株式会社サイクレイトジャパン
代表者代表取締役　安藤　健人
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野呂　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午後１時30分
釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和８年（フ）第６１８号**
大阪府貝塚市澤1101番地（ピアコートＵ506号）
債務者　有限会社ＮＡＺＣＡ
代表者代表取締役　田中　伸吾
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜷川　敦之
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和８年（フ）第２７１号**
大津市昭和町３番29号　昭和カフェ45内
債務者　昭和カフェ45こと　末廣美智子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　真登
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１１１７号**
仙台市太白区長町南４丁目12―27　ＮＳ泉崎304、住民票上の住所宮城県柴田郡大河原町字町102番地６
債務者　星　　貴之
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　稔英
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第１５５号**
福島県いわき市好間町小谷作字広畑６番地の２　プロムナード101
債務者　山崎　あづさ（旧姓若月）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　慎也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（フ）第７７号**
青森県三沢市新森１丁目７番地５号
債務者　沼邊　優子（旧姓小湊）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　十枝内　亘
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

**令和８年（フ）第５６２号**
神奈川県足柄上郡開成町宮台682番地１　２階
債務者　青木健太朗
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　逸人
4　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和８年（フ）第６４０号**
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領462番地３　ドミパストラルＣ　202
債務者　薮崎　直記
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡安　知巳
4　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和８年（フ）第２３５９号**
名古屋市瑞穂区堀田通５丁目２番地　グレースマンションＨ＆Ａ堀田505号
債務者　大岩　永昌
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川岸　弘樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第５９６号**
愛知県岡崎市六名東町９番地１　光マンション　102、旧住所愛知県岡崎市竜泉寺町字上野畔52番地２
債務者　川口製作所こと　川口　達也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　貴弘
4　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時35分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第５８号**
長野県上伊那郡南箕輪村7566－１　コンフォーティア南箕輪Ⅱ　Ａ棟205号室、住民票上の住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12894番地１
債務者　小出　広志
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　明良
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

**令和８年（フ）第９５号**
新潟県三条市荻堀1367番地14
債務者　大久保　稔
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　勝也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

**令和８年（フ）第２７８号**
広島県府中市中須町444番地
債務者　ノムラ・テクノこと　野村三津子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元樋　翔吾
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時55分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第４３５号**
宮崎市吉村町宮ノ前甲2153番地３　シャーメゾン格心201号、前住所宮崎市堀川町140番地１　順ビル401号
債務者　山本　妃美
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸高　雅志
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第５７９号**
大阪府貝塚市三ツ松1324番地、前住所大阪府泉南市馬場２丁目25番17号
債務者　西川　文晃
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　勝博
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第６１９号**
大阪府貝塚市澤1101番地１　ピアコートＵ506号
債務者　田中　伸吾
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜷川　敦之
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第６３０号**
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目37番15号藤原ハイツ207、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡南３丁目１番９号　セジュール正木101
債務者　森本　寛
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　睦子
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第６３６号**
大阪府岸和田市神須屋町488番地　アシューレ東岸和田203号
債務者　入鹿山由華
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**令和８年（フ）第１０９３号**
名古屋市南区中割町３丁目３番地　アネックス安井５Ｃ号
債務者　木村　広志
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２１９６号**
名古屋市北区桐畑町181番地　３清邦ビル202号
債務者　矢島　涼
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３８２号**
愛知県日進市米野木町農来60番地１
債務者　松島　隆幸
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２４０８号**
愛知県海部郡大治町大字堀之内字中切647番地の４　チサンマンション大治714号
債務者　笠原　里桜
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２４１８号**
名古屋市千種区新池町４丁目57番地の２　マンション亜南３Ｂ号
債務者　安江　泰樹
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２４２１号**
名古屋市天白区植田１丁目2102番地　サンパレス植田605号
債務者　山本　康一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２７２５号**
愛知県日進市藤枝町小六田179番地６
債務者　木下　友里
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２７４１号**
名古屋市西区歌里町303番地　東
債務者　古田由美子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２７５５号**
愛知県津島市鹿伏兎町西11番地
債務者　三輪　昭博
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２７８６号**
名古屋市千種区春岡２丁目23番１号　アプレシオ春岡ＷＥＳＴ　301号
債務者　今井　泉
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１１３号**
三重県鳥羽市相差町1267番地３　グループホーム有明の里、住民票上の住所三重県鳥羽市屋内町12番25号
債務者　隅谷　守
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和８年（フ）第５５３号**
愛知県豊田市御立町10丁目168番地２
債務者　寺澤　純圭
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第５７３号**
愛知県豊田市千足町神明堂984番地56
債務者　長野　里美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第５９５号**
愛知県高浜市芳川町三丁目９番地60　リヴァージュ高浜Ⅱ－１Ｅ、旧住所愛知県刈谷市小垣江町須賀19番地２　アンプルールブワアルバ202
債務者　緒方　千裕
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第２０４号**
福島県いわき市常磐下湯長谷町一町田１番地の１　県営住宅２号棟105、従前の住所京都府京都市山科区椥辻東潰10番地２　プレセランス山科505号
債務者　深川　利子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（フ）第２０５号**
福島県いわき市常磐下湯長谷町一町田１番地の１　県営住宅２号棟105、従前の住所京都府京都市山科区椥辻東潰10番地２　プレセランス山科505号
債務者　相田　憲広
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（フ）第１８３３号**
埼玉県久喜市吉羽１丁目43番地３　サニーⅡ201号室
債務者　松本くみ子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１８９８号**
さいたま市岩槻区東町１丁目７番47号　ベルピア岩槻第４　202
債務者　下原　りさ
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第３３８号**
埼玉県行田市旭町11番３号
債務者　藤田　　聡
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

## 破産手続終結

**令和８年（フ）第９５号**
栃木県小山市大字粟宮1950番地１　メゾンスタービル201号、前住所栃木県小山市宮本町３丁目４番13号　ジュウィール306号室
破産者　横谷　勇輿
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和６年（フ）第４６号**
山口県周南市大字久米3048番地の３
破産者　株式会社ＩＭＳ
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所周南支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**令和８年（フ）第１１５１号**
埼玉県越谷市弥十郎591－４高崎コーポ206、住民票上の住所埼玉県川口市戸塚東２丁目８番23号
破産者　溝渕　靖典
１　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
２　一般調査期日　令和８年12月21日午前10時20分
令和８年10月23日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第１５９５号**
福岡市早良区飯倉六丁目25番12号
破産者　株式会社藤和
１　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
２　一般調査期日　令和９年１月13日午前10時30分
令和８年10月28日
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１９７４号**
札幌市東区北22条東16丁目１番10―1001号
破産者　小林　康雄
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月22日午後１時30分
令和８年10月29日
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第８６５号**
福岡市南区大楠３―23―１―103
破産者　有限会社フェロークリエイト
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午前11時30分
令和８年10月29日
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６７６号**
名古屋市中川区中郷５丁目30番地の１　ブランドール山守205号、従前の住所愛知県清須市清洲2432番地23
破産者　兼松　利武
１　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
２　一般調査期日　令和９年２月４日午前11時10分
令和８年10月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２４５０号**
横浜市鶴見区東寺尾３丁目14番22号　コーポ片倉101
破産者　奥田　隆介
１　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
２　一般調査期日　令和９年１月18日午前11時50分
令和８年11月２日
横浜地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第８８号**
長崎県諫早市原口町856番地１　近松アパート５号
破産者　堀口　　進
１　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
２　一般調査期日　令和９年１月27日午後１時45分
令和８年10月29日
長崎地方裁判所大村支部破産係

**令和８年（フ）第１７７号**
北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558番地
破産者　合資会社カネヲ中村百貨店
１　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
２　一般調査期日　令和９年２月３日午後２時40分
令和８年10月30日　　旭川地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１８号**
福岡県大川市大字酒見452番地11
破産者　バーナードファミリーＢＢＰこと　立石　　環
１　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
２　一般調査期日　令和９年２月３日午前11時
令和８年10月30日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**令和７年（フ）第８６号**
新潟県燕市小関699番地１
破産者　有限会社飯川金型製作所
１　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
２　一般調査期日　令和９年３月２日午前11時30分
令和８年11月２日　新潟地方裁判所三条支部

**令和８年（フ）第１０１号**
大津市唐崎一丁目18番８－６号
破産者　小森　大介
１　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
２　一般調査期日　令和９年１月29日午前10時40分
令和８年10月28日　　大津地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１６２１号**
福岡県春日市千歳町１丁目98番地　アーバンハイツ春日１号棟305号
破産者　宮野　浩一
1　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
2　一般調査期日　令和９年１月15日午前11時45分
令和８年10月27日
福岡地方裁判所第４民事部

### 破産債権の届出期間及び一般調査期間

**令和４年（フ）第３２８号**
福岡市中央区笹丘３丁目20番８－302号　ロイヤルヒルズ笹丘、開始決定時の住所福岡市博多区博多駅南１丁目15番６－404号　アーバンスクエア博多駅
破産者　齋藤　仁
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期間　令和８年12月16日から令和８年12月23日まで
令和８年10月29日
福岡地方裁判所第４民事部

### 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和８年（フ）第２３４号**
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5968番地３　ＮＥＩＧＨＢＯＲＳⅡ301号室
破産者　木下　涼香
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年11月２日　宮崎地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第３０４号**
宮崎市田野町甲6230番地４
破産者　小川　尚吾
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年11月２日　宮崎地方裁判所破産係

### 特別清算開始

**令和８年（ヒ）第２号**
石川県輪島市門前町門前１９７４番邸
清算株式会社　株式会社澤田酒造店
代表清算人　澤田　禮
1　決定年月日　令和８年１０月２２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所輪島支部

**令和８年（ヒ）第５０２号**
福島県石川郡平田村大字上蓬田字薬師前９６番地３
清算株式会社　ＳＫ株式会社
代表清算人　野　崎　進
1　決定年月日　令和８年１０月２７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所郡山支部

### 特別清算終結

**令和８年（ヒ）第５号**
愛知県西尾市下町築山５６番地７
清算株式会社　大恵工業株式会社
1　決定年月日　令和８年１０月２７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

### 特別清算協定認可

**令和８年（ヒ）第２０２３号**
東京都中央区銀座２丁目10番６号銀座ＣＰＣビル
清算株式会社　中越エコプロダクツ株式会社
代表清算人　佐野　欽一
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、換価代金から清算業務遂行に要する諸費用などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権、裁判所から支払の許可を受けた債権及びその他必要な費用を控除した残額を、各協定債権額のうちの元金額（但し、協定債権者中越パルプ工業株式会社については、別紙記載の基準額とする。）に応じて按分した金員（１円未満は切捨て）を、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
2　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
3　協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を全部免除する。
4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額のうちの元金額（但し、協定債権者中越パルプ工業株式会社については、別紙記載の基準額とする。）に応じて按分して弁済する。但し、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切捨てる。この場合においては、各協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
5　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する各協定債権の額を基準に本協定の条項を適用するものとする。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

**令和８年（ヒ）第６号**
福岡県うきは市浮羽町西隈上１番地２
清算株式会社　株式会社高木商店
代表清算人　高木泰三郎
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協　定
1　定義
本協定において、下記(1)ないし(6)の各債権者を協定債権者とする。
記
(1) 株式会社福岡銀行　議決権額（債権元本額）476万2045円
(2) 株式会社日本政策金融公庫　議決権額（債権元本額）8510万4844円
(3) 日本酒造組合中央会　議決権額（債権元本額）1184万0354円
(4) 福岡県信用農業協同組合連合会　議決権額（債権元本額）2622万2974円
(5) ＮＴＳ－ＭＧ債権回収株式会社　議決権額（債権元本額）338万5385円
(6) 福岡県信用保証協会　議決権額（債権元本額）１億7424万1335円
2　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
3　新たな財産が発見された場合の取扱い
第２項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、第２項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
以上
福岡地方裁判所久留米支部

### 監 督 命 令

**令和８年（再）第５号**
福岡市東区箱崎５丁目１１番２－５１２号　のむら貝塚ガーデンシティ弐番館
再生債務者　高野　昇
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福岡市中央区大名１丁目５番４号　福岡エースビル３０２号　赤木法律事務所　弁護士　赤木　孝旨
令和8年10月23日
福岡地方裁判所第４民事部

### 小規模個人再生による再生手続開始

**令和８年（再イ）第２３０号**
札幌市東区東雁来８条１丁目６番26－101号
再生債務者　村山　香織
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第２３７号**
札幌市手稲区前田９条19丁目７番13号
再生債務者　山下　雅晴
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第４０号**
埼玉県草加市稲荷６丁目14番19号
再生債務者　岡田　　淳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和８年（再イ）第１５６号**
千葉県船橋市上山町３丁目605番地47
再生債務者　齋藤　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（再イ）第１８３号**
千葉県船橋市上山町３丁目518番地111
再生債務者　深田　　新
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（再イ）第２８７号**
名古屋市中区橘１丁目23番10号　ディアレイシャス上前津205号
再生債務者　志賀　純友
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第５０号**
青森市八重田２丁目４番16号　プチママン101号　（旧住所）青森市古川２丁目３番３－３号
再生債務者　鈴木　陽平
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで
青森地方裁判所民事部再生係

**令和７年（再イ）第１８５号**
千葉市若葉区桜木５丁目３番１号　モアクレスト千葉Ａ棟306号
再生債務者　小畠　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（再イ）第９７号**
神奈川県平塚市豊田小嶺584番地の２　Ｐｕｒｅ　Ｂｌｕｅ　A101号室
再生債務者　下國　　剛
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和８年（再イ）第２０号**
岐阜県大垣市内原１丁目81番地８
再生債務者　竹中　秀子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

**令和８年（再イ）第９９号**
愛知県豊田市小川町２丁目１番地　小川清風寮4403号
再生債務者　田浦裕二郎
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和８年（再イ）第１９号**
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目683番地10
再生債務者　上野　孝史
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第２４２号**
福岡市中央区今川１丁目17番19－406号　パークスクエア大濠
再生債務者　藤原　亮太
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第２５６号**
福岡市中央区春吉２丁目11番９－1410号　エンクレスト天神ＧＬＥＥ
再生債務者　前川　峻音
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第７号**
鹿児島県鹿屋市王子町4367番地21
再生債務者　今村　輝雄
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

**令和８年（再イ）第２４号**
神奈川県横須賀市日の出町２丁目６番地サンライズハラダ101
再生債務者　石田　　賢
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（再イ）第９１号**
大阪府泉佐野市中庄1491番地の７
再生債務者　西川　武志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和８年（再イ）第２１号**
香川県丸亀市田村町486番地１フォブール田村102号
再生債務者　中川　育也
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**令和８年（再イ）第２３号**
香川県仲多度郡琴平町五條179番地５
再生債務者　西岡沙代里
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**令和８年（再イ）第２９号**
香川県坂出市林田町3799番地11
再生債務者　川田　華奈
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**令和８年（再イ）第７３号**
栃木県宇都宮市岩曽町1378番地80　アメティステラ103
再生債務者　長野　聖斗
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

**令和８年（再イ）第１６３号**
福岡市城南区茶山２丁目19番６号
再生債務者　池田　　稔
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第２２９号**
福岡市東区和白東１丁目20番11―206号　エメラルドタウン和白Ｂ棟
再生債務者　平野　健太
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第１号**
沖縄県宮古島市伊良部字前里添1266番地１
再生債務者　漢那　盛寿
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

**令和８年（再イ）第２号**
沖縄県宮古島市伊良部字前里添1266番地１
再生債務者　漢那　真澄
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

**令和８年（再イ）第４３号**
盛岡市下田字下田42番地
再生債務者　澤口　裕太
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（再イ）第４７号**
川崎市幸区小向西町１丁目56番地　ネクスト小宮　201
再生債務者　朝日由里子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月11日から令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和８年（再イ）第１７号**
滋賀県長浜市公園町１番５―710号
再生債務者　久保　　裕
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

**令和８年（再イ）第８０号**
京都市山科区西野山射庭ノ上町178番地１
再生債務者　建築塗装彩都こと　小島　淳平
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

**令和８年（再イ）第１０５号**
京都市下京区西七条比輪田町36番地、前住所大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町４丁317番地１　グランドデュオ三国ヶ丘　ノースリッジ501号
再生債務者　築山　昌広
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

**令和８年（再イ）第１１４号**
広島県廿日市市対厳山３丁目１番22号　103
再生債務者　吉森　颯一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（再イ）第２６６号**
福岡県糸島市板持一丁目３番19号　102
再生債務者　高村　宏一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第２７４号**
福岡市南区柏原３丁目１番４―３号
再生債務者　志方　大進
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第３５号**
群馬県渋川市北牧246番地３
再生債務者　西山　紀明
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和９年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（再イ）第１１３号**
東京都八王子市叶谷町912番地23
再生債務者　髙橋　　隆
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和９年１月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（再イ）第１５３号**
東京都東村山市恩多町２丁目32番地29
再生債務者　ティム　コートニーこと　コートニーティモシー　アラン
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和９年１月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（再イ）第３２号**
新潟県柏崎市大字軽井川497番地
再生債務者　田中　正樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

**令和８年（再イ）第５２号**
静岡県浜松市中央区白羽町303番地の３
再生債務者　倉地　康真
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

**令和８年（再イ）第３９号**
徳島県徳島市八万町法花129番地の９
再生債務者　松本　寛子
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
徳島地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第２９号**
大分市大字旦野原527番地の34
再生債務者　塩月　英宏
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（再イ）第１４号**
宮崎県東臼杵郡門川町平城東12番１号
再生債務者　内田　寛子
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**令和８年（再イ）第３１号**
栃木県栃木市岩舟町和泉1327番地４
再生債務者　佐山　俊行
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和８年12月23日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

## 小規模個人再生による書面決議に付する決定

**令和８年（再イ）第１１３号**
千葉市美浜区若葉３丁目１番地11　幕張ベイパークミッドスクエアタワー203号
再生債務者　伊東　　隼
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月30日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（再イ）第２８号**
盛岡市高松四丁目７番55号
再生債務者　梅原　大希
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（再イ）第８６号**
埼玉県川口市大字伊刈1284番地の２　アブリエール105号
再生債務者　桑名　友洋
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第９９号**
さいたま市見沼区大字蓮沼1155番地25
再生債務者　桑野　太志
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第１５号**
埼玉県草加市松原２丁目４番15―404号
再生債務者　林　　千恵
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和８年（再イ）第２３６号**
名古屋市北区会所町165番地の１
再生債務者　石井　優衣
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第１号**
宮城県登米市中田町浅水字新田225番地２
再生債務者　小野寺秀彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月23日まで
令和８年11月２日　仙台地方裁判所登米支部

**令和８年（再イ）第８０号**
東京都西東京市向台町４丁目12番32―203号
再生債務者　清藤　光男
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月２日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（再イ）第７号**
長野県上田市中之条138番地１
再生債務者　石塚　貴士
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月２日　長野地方裁判所上田支部

**令和８年（再イ）第１２号**
福島県双葉郡楢葉町大字北田字中満266番地17
再生債務者　小笠原　悠
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（再イ）第８１号**
大阪府泉佐野市市場西１丁目３番18―303号
再生債務者　木平　　成
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月29日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和７年（再イ）第６１号**
大津市松が丘四丁目３番29号
再生債務者　荒木　真人
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
大津地方裁判所民事部再生係

**令和８年（再イ）第３３号**
滋賀県草津市大路一丁目４番12―505号　大丸ソイビル、（前住所）滋賀県草津市野路七丁目９番７―101号　メゾン中村Ⅲ
再生債務者　道脇　佳子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
大津地方裁判所民事部再生係

**令和８年（再イ）第３５号**
滋賀県栗東市御園1028番地　西35―305、（前住所）滋賀県栗東市手原五丁目７番３―501号　ブールヴァール
再生債務者　三好　翔太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
大津地方裁判所民事部再生係

**令和８年（再イ）第４０号**
滋賀県栗東市綣六丁目８番16－Ｂ102号
リーブス栗東
再生債務者　尾﨑　亮彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
大津地方裁判所民事部再生係

**令和８年（再イ）第３１号**
堺市東区北野田461番地43（前住所）堺市北区中百舌鳥町６丁991番地４　レジデンスＣ１棟303号室
再生債務者　行政書士内山和宏事務所こと　内山　和宏
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和８年（再イ）第３４号**
大阪府岸和田市大町３丁目６番27―101号（前住所）大阪府和泉市葛の葉町３丁目16番14―101号
再生債務者　中島　和浩
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和８年（再イ）第３号**
北海道増毛郡増毛町舎熊４番地の５
再生債務者　中塚　典久
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月30日　旭川地方裁判所留萌支部

**令和８年（再イ）第１６号**
群馬県太田市龍舞町1977番地２
再生債務者　遠山　健治
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月29日　前橋地方裁判所太田支部

**令和８年（再イ）第５０号**
京都府長岡京市下海印寺菩提寺13番地１　ＣＯＮＴＲＡＩＬ　101
再生債務者　小澤　実保
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月３日まで
令和８年11月２日
京都地方裁判所第５民事部再生係

**令和８年（再イ）第２２号**
福岡県那珂川市片縄西４丁目１番25号（グランベールＭ・Ｓ－Ｂ棟202号）
再生債務者　山田　幸介
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月16日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第２１０号**
福岡市南区桧原２丁目10番６―102号　エイペックスⅦＡ
再生債務者　小島　翔
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月17日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第２１５号**
福岡市南区三宅２丁目１番６―304号　グランポンアミティエ
再生債務者　安本　伸子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第９３号**
神戸市須磨区潮見台町４丁目９番１号
再生債務者　酒井タクシーこと　酒井　良明
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**令和８年（再イ）第８１号**
岡山市北区青江四丁目17番18号
再生債務者　小泉　直也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
岡山地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第２００号**
福岡市博多区吉塚１丁目29番16―406号　パレステージ
再生債務者　松尾　政人
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第２１３号**
福岡市東区西戸崎２丁目１番27号
再生債務者　中島　敦彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月20日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月30日
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第４１号**
新潟県五泉市本町１丁目４番５号
再生債務者　川﨑　　修
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月２日　　新潟地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第１９号**
長崎県諫早市若葉町227番地３
再生債務者　山内　悠二
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年11月２日　長崎地方裁判所大村支部

**令和８年（再イ）第５号**
山口県周南市大神二丁目８番27号（前住所）
山口県徳山市大字徳山8396番の１
再生債務者　重國　晃成
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日　山口地方裁判所周南支部

**令和８年（再イ）第１０号**
山口県光市中央５丁目８番24号
再生債務者　渡辺　　努
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日　山口地方裁判所周南支部

**令和８年（再イ）第１６号**
鹿児島県姶良市宮島町５番地12　セジュールひまわり102号（前住所）鹿児島県姶良市池島町８番地18
再生債務者　山下　文子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月２日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

**令和８年（再イ）第１７号**
鹿児島県姶良市西餅田82番地６
再生債務者　松久保　昇吾
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月２日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

**令和８年（再イ）第１８号**
青森県八戸市類家一丁目８番３号　ホワイトレジデンス八戸414号
再生債務者　石戸谷美奈子（旧姓鈴木）
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月７日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月２日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

## 小規模個人再生による再生計画不認可

**令和８年（再イ）第３号**
兵庫県加東市南山３丁目４番地１
再生債務者　廣川健太郎
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　令和８年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
令和８年11月２日　神戸地方裁判所社支部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**令和８年（再イ）第２１号**
栃木県栃木市都賀町平川607番地９
再生債務者　熊倉　有二
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
令和８年10月30日
宇都宮地方裁判所栃木支部

**令和８年（再イ）第１６号**
埼玉県草加市谷塚１丁目10番８―605号
再生債務者　石川　一博
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月30日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和８年（再イ）第５７号**
仙台市若林区二軒茶屋17番18―303号（従前の住所）千葉県野田市堤台602番地の４イーストエリカーナ202
再生債務者　遠藤　英人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月２日
仙台地方裁判所第４民事部

**令和８年（再イ）第５号**
山形県西置賜郡小国町幸町９―11　コーポＡＳＡＨＩ　Ｅ棟　102号室
再生債務者　吉川　隆之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月２日　山形地方裁判所酒田支部

**令和８年（再イ）第１７号**
群馬県伊勢崎市境下武士383番地２
再生債務者　石井　誠一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月２日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**令和８年（再ロ）第３号**
長野県安曇野市穂高6780番地９
再生債務者　河合　秀明
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
長野地方裁判所松本支部

**令和８年（再ロ）第１２号**
東京都八王子市川町600番地19
再生債務者　中村　智成
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和９年１月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（再ロ）第１号**
島根県浜田市長沢町1525番地５
再生債務者　大屋　貴泰
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
松江地方裁判所浜田支部

## 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和８年（チ）第２号**
神奈川県横須賀市長坂３丁目24番22号
申立人　関澤　紘一
住所・居所　不明
（最後の本籍）東京都品川区上大崎１丁目478番地
所在等不明共有者　亡岸清相続人　岸　正雄
住所・居所　不明
（最後の本籍）東京都品川区上大崎１丁目478番地
所在等不明共有者　亡岸清相続人　岸　克巳
住所・居所　不明
（国籍喪失前の最後の本籍）東京都品川区上大崎１丁目478番地
所在等不明共有者　亡岸清相続人　岸　和
届出期間満了日　令和９年２月26日
令和８年10月27日
横浜地方裁判所横須賀支部

（別紙）　物　件　目　録
1　所在　横須賀市長坂３丁目
地番　790番51
地目　宅地
地積　289．78平方メートル
所在等不明共有者岸正雄の持分652分の１
所在等不明共有者岸克巳の持分652分の１
所在等不明共有者岸和の持分652分の１
2　所在　横須賀市長坂３丁目790番地51
家屋番号　790番51
種類　機械室
構造　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積　34．33平方メートル
所在等不明共有者岸正雄の持分652分の１
所在等不明共有者岸克巳の持分652分の１
所在等不明共有者岸和の持分652分の１

**令和８年（チ）第１３号**
福岡市博多区那珂２丁目10番25－303号
申立人　堀江時廣
住所・居所　不明
（戸籍の附票上の住所）福岡県糟屋郡新宮町大字新宮72番地
所在等不明共有者　桐島す江子
届出期間満了日　令和９年２月26日
令和８年10月27日
福岡地方裁判所第４民事部
（別紙）　物　件　目　録
（一棟の建物の表示）
所在　福岡市博多区東比恵二丁目187番地１
建物の名称　ローズマンシヨン第一博多1号館
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　東比恵二丁目187番１の17－23－810
建物の名称　17番23号810
種類　居宅
構造　鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
床面積　８階部分18.45平方メートル
（敷地権の目的である土地の表示）
土地の符号　１
所在及び地番　福岡市博多区東比恵二丁目187番１
地目　宅地
地積　871.26平方メートル
（敷地権の表示）
土地の符号　１
敷地権の種類　所有権
敷地権の割合　411580分の1845
所在等不明共有者桐島す江子の持分４分の１

## 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第12号**
岐阜県多治見市日ノ出町２丁目１５番地
申立人　多治見市長　髙木貴行
住所・居所　不明
（最後の住所）岐阜県多治見市北丘町４丁目17番地の83
所有者　亡末澤幸晴相続財産
届出期間満了日　令和8年12月26日
令和８年10月26日
岐阜地方裁判所多治見支部
（別紙）物　件　目　録
１　所在　多治見市北丘町四丁目
地番　17番83
地目　宅地
地積　201．90平方メートル
２　所在　多治見市北丘町四丁目　17番地83
家屋番号　17番83
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階54．38平方メートル
２階30．82平方メートル

**令和８年（チ）第13号**
岐阜県多治見市日ノ出町２丁目１５番地
申立人　多治見市長　髙木貴行
住所・居所　不明
（最後の住所）岐阜県多治見市宝町10丁目45番地の３
所有者　亡出口一二三相続財産
届出期間満了日　令和8年12月26日
令和８年10月26日
岐阜地方裁判所多治見支部
（別紙）物　件　目　録
１　所在　多治見市宝町十丁目
地番　45番３
地目　宅地
地積　205．60平方メートル
２　所在　多治見市宝町十丁目
地番　45番９
地目　宅地
地積　４．64平方メートル
３　所在　多治見市宝町十丁目　45番地３
家屋番号　45番３
種類　居宅
構造　木造瓦葺高床式平家建
床面積　101．29平方メートル

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第２６号**
北海道北広島市輪厚中央３－９－21デポハイム101
申立人　市川　絵里奈
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）青森県篠田一丁目28番14号
所有者　赤迫　秀司
届出期間満了日　令和８年12月27日
令和８年10月27日
札幌地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　北海道北広島市輪厚
地番　626番16
地目　原野
地積　327平方メートル
以上

**令和８年（チ）第７号**
熊本県人吉市北泉田町248番地
申立人　苧園　孝之
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡大村74番地
共有者　宮原　ハル
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡大村74番地
共有者　宮原　七郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡大村74番地
共有者　宮原亥太郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡大村74番地
共有者　宮原　八郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡大村74番地
共有者　宮原　六郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡大村74番地
共有者　宮原　惟精
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡大村74番地
共有者　宮原　撤雄
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡大村74番地
共有者　宮原　謙吾
届出期間満了日　令和８年12月23日
令和８年10月27日
熊本地方裁判所人吉支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　人吉市鬼木町字高木
地番　762番１
地目　田
地積　1507平方メートル
共有者　宮原　ハル　持分32分の1
共有者　宮原　七郎　持分32分の1
共有者　宮原亥太郎　持分32分の1
共有者　宮原　八郎　持分32分の1
共有者　宮原　六郎　持分32分の1
共有者　宮原　惟精　持分32分の1
共有者　宮原　撤雄　持分32分の1
共有者　宮原　謙吾　持分32分の1

**令和８年（チ）第14号**
栃木県那須郡那須町大字高久丙1565番地３ロワジール那須高原ハイジ32４
申立人　齋藤久仁子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都大田区田園調布二丁目23番６－503号（田園調布マンション）
所有者　小嶋良宏
届出期間満了日　令和８年12月28日
令和８年10月27日
宇都宮地方裁判所大田原支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　那須郡那須町大字高久乙字道上
地番　594番127
地目　山林
地積　1033平方メートル

**令和８年（チ）第２０号**
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台19番16-5号
申立人　株式会社不二土木工業
住所・居所　不明
所有者　亡田中彦左衞門相続人亡田中數穂相続財産
（不動産登記記録上の住所）佐伯郡友和村松ケ原413番地
（不動産登記記録上の所有者）田中　彦左衞門
届出期間満了日　令和８年12月25日
令和８年10月27日
広島地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　廿日市市大野字奴メリ谷
地番　11972番38
地目　山林
地積　14761平方メートル

**令和８年（チ）第２号**

東京都中央区銀座六丁目15番１号
申立人　電源開発株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都渋谷区代々木四丁目59番３－503号
所有者　小池　啓之
届出期間満了日　令和８年12月28日
令和８年10月27日
釧路地方裁判所帯広支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　足寄郡足寄町芽登
地番　6595番
地目　山林
地積　9925平方メートル

**令和８年（チ）第１号**

大分県日田市大字川下60番地１
申立人　桂木　勝彦
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大分県日田市大字川下28番地１
所有者　桂木　悟
届出期間満了日　令和９年１月12日
令和８年10月27日
大分地方裁判所日田支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　日田市大字川下字筏場
地番　59番１
地目　宅地
地積　246．70平方メートル
２　所在　日田市大字川下字筏場
地番　59番２
地目　田
地積　88平方メートル
３　所在　日田市大字川下字坊ケ迫
地番　66番
地目　山林
地積　14平方メートル
４　所在　日田市大字川下字坊ケ迫
地番　69番３
地目　宅地
地積　92．67平方メートル

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月三十日
掲載頁　一一二頁（号外第二一六号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年十一月十一日
札幌市西区八軒六条西十丁目一番二号
札幌市西区八軒六条西十丁目一番二号
（甲）株式会社ホンダカーズ札幌西
代表取締役　帰山　誠一
札幌市西区八軒六条西十丁目一番二号
（乙）有限会社誠山
取締役　帰山　誠一

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十三日
掲載頁　八十一頁（号外第一〇六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　七十頁（号外第八十七号）
令和八年十一月十一日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目七番四―九〇四号
（甲）ＰＨコンサルティング株式会社
代表取締役　諸岡　健雄
東京都中央区日本橋堀留町一丁目七番四―九〇四号
（乙）日本医用アイソトープ株式会社
代表取締役　諸岡　健雄

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日
東京都港区浜松町二丁目二番一五号
（甲）アリラック合同会社
代表社員　川島　徳高
東京都世田谷区玉川田園調布一丁目五番六号
（乙）クラス合同会社
代表社員　川島　徳高
東京都文京区湯島一丁目一一番八号
（丙）ＮＲＴ合同会社
代表社員　川島　徳高
東京都目黒区大岡山一丁目三七番三二号
（丁）ＹＫ不動産合同会社
代表社員　川島　徳高

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十一月十一日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十一月十一日
掲載頁　二頁
令和八年十一月十一日
大阪府吹田市岸部北五丁目一一番一号
大阪府吹田市岸部北五丁目一一番一号
（甲）株式会社サンパーク
代表取締役　髙木　健
大阪府吹田市岸部北五丁目一一番一号
（乙）株式会社サンパークウェルネス
代表取締役　髙木　健

**合併公告**

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務を全部承継して存続し乙は解散することに致しましたので公告します。
効力発生日は令和九年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ず合併を決定し、乙の株主総会は令和八年十月二十三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は以下の通りです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月二十九日
掲載頁　五十五頁（号外一七〇号）

令和八年十一月十一日
山口県周南市御影町一番一号
（甲）株式会社トクヤマ
代表取締役　井上　智弘
宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉六―六―四〇
（乙）株式会社スーパーナノデザイン
代表取締役　百田　潤二

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の青森工場に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
効力発生日は令和八年十二月二十一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年十二月十一日を予定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月三日
掲載頁　一三三頁（号外第一七四号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　七十三頁（号外第一五八号）
令和八年十一月十一日
宮城県栗原市築館字下待井三六番地の二
（甲）東北部品株式会社
代表取締役　吉田　光紀
新潟県長岡市北荷頃七八番地三
（乙）奥越部品株式会社
代表取締役　柏　伸雄

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産運用業以外の事業を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/0/m039/index.html
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年十一月十一日
東京都港区高輪二丁目一七番一一号オーク高輪ビル　（甲）株式会社ＡＳＳＥＴＩＡ
代表取締役　金勝　利之
沖縄県那覇市牧志一丁目四番二七号共立マンション牧志Ⅰ二〇二号室
（乙）有限会社リケンオキナワ
代表取締役　大城　歩

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙のソフトウェア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　二九六頁（号外第一四三号）

令和八年十一月十一日
東京都港区港南二丁目三番一三号品川フロントビル
（甲）豊通デフィネックス株式会社
代表取締役　松山　喜典
東京都港区港南二丁目三番一三号
（乙）株式会社ネクスティエレクトロニクス
代表取締役　山田　強

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割により、甲は乙の中東向け特化生地など、甲の庄川工場で生産する製品の販売事業を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://toyobo-tex.co.jp/announcement/

令和八年十一月十一日
大阪市北区梅田一丁目一三番一号
（甲）東洋紡株式会社
代表取締役　竹内　郁夫
大阪市北区梅田一丁目一三番一号
（乙）東洋紡せんい株式会社
代表取締役　長尾　貴庸

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社誠山（住所札幌市西区発寒三条六丁目六番二〇―一一二号）に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月三十日
掲載頁　一一二頁（号外第二一六号）

令和八年十一月十一日
札幌市西区八軒六条西十丁目一番二号
株式会社ホンダカーズ札幌西
代表取締役　帰山　誠一

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設するＡＬＪ株式会社（住所東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号）に対して管理部門を除く当社のすべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.al-jco.jp/

令和八年十一月十一日
東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号
株式会社エーエルジェイ
代表取締役　釘嶋　博之

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日
東京都新宿区西新宿二丁目四番一号新宿ＮＳビル二三階
エンゲルハートＣＴＰ合同会社
代表社員　エンゲルハート・シーティー・ピー・ユーケー・リミテッド
職務執行者　マーク・エバンス

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日
東京都豊島区巣鴨三丁目三一番二号
合同会社アルカディア篠
代表社員　小山田由美子

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日
名古屋市中川区露橋一丁目一二番二四号
合資会社三島秀雄商店
代表社員　三島　幾美

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社いろりとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日
神戸市中央区磯上通八丁目一番二九号カサベラビルＣ＆Ｍ四〇三号室
合同会社いろり
代表社員　奥村　智史

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日
鳥取県鳥取市湖山町南三丁目一二五番地三六
合同会社ベジラボジャパン
代表社員　蔵本　良生

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日
福岡市中央区薬院四丁目一三番六一―一一〇四
合同会社Ｐｒｅｓｅｎｔ
代表社員　井本　憲史

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日
福岡市城南区田島六丁目四番九―一号
合同会社ＦＲＯＷ
代表社員　梅﨑　佑太

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十四日であり、組織変更後の商号は株式会社ミヤビとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日
宮崎市祇園二丁目五三番地一
宮崎サンパワー合同会社
代表社員　牛島　早紀

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十一日
栃木県佐野市高萩町五二七番地一
サンユーハウス株式会社
代表取締役　坪内　正克

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億七千三百一万八百十七円（但し、効力発生日までに募集株式の発行がなされた場合は、当該募集株式の発行により増加する資本金の額を加算した額）減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://soda-inc.jp/public-notice

令和八年十一月十一日
東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
株式会社ＳＯＤＡ
代表取締役　内山　雄太

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億九千九百九十九万九千八百八十六円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十一日であり、株主総会の決議は、令和八年十月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月一日

掲載頁　一五二頁（号外第二一七号）

令和八年十一月十一日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階

ＴｒｉＮｅｔＸ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　若林　昭吾

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五億七千四百九十九万二千九百七十四円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十一日

掲載頁　六十頁（号外第九十三号）

令和八年十一月十一日

東京都千代田区九段北一丁目一四番一六号

ＪＰ　ＵＮＩＶＥＲＳＥ株式会社

代表取締役　田畑　端

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七億四千二百二十六万六千七百二十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　九十三頁（号外第七十六号）

令和八年十一月十一日

東京都台東区蔵前一丁目三番二八号

ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ株式会社

代表取締役　二階堂雅則

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億九百二十四万三千七百五十一円減少することにし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/551352/announces

令和八年十一月十一日

東京都江東区新木場一丁目一七番八号

株式会社Ｄｉｏｓｅｖｅ

代表取締役　岸田　和真

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五億三百二十一万二千五百円減少して全額資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/6743 7/announces

令和八年十一月十一日

東京都江東区青海二丁目五番一〇号

ＴｅｃｈＭａｇｉｃ株式会社

代表取締役　白木　裕士

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八百八十万円減少し二十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日

石川県金沢市八日市出町八六二番地

㈱ＡＬＯＨＡ　Ｌｅｄ　Ｌｉｖｉｎｇ

代表社員　児玉亜矢子

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十一日

大分県豊後大野市緒方町馬場三〇六番地一

有限会社おおの調剤薬局

代表取締役　赤嶺　佳子

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億円、利益準備金の額を三千四百八十六万円減少し、それぞれ一億円、零円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和八年十二月二十八日であり、株主総会の決議は令和八年十月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.holdings.toppan.com/

令和八年十一月十一日

東京都台東区台東一丁目五番一号

ティージーエス株式会社

代表取締役　小林　和彦

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を千四百万円、資本準備金の額を千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月十四日

掲載頁　六十四頁（号外第二二五号）

令和八年十一月十一日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号

株式会社ＯＮＬ

代表取締役　磯部　融輝

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四億円、資本準備金の額を四億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十一日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

みらいの塩屋株式会社

代表取締役　大川　洋

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億六千百五十万千円、資本準備金の額を五億九百七十七万四千五百二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十五日

掲載頁　三十八頁（号外第八十九号）

令和八年十一月十一日

東京都新宿区西早稲田一丁目二二番三号

ｂｉｔＢｉｏｍｅ株式会社

代表取締役　鈴木　悠司

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年十一月二十九日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年十一月十一日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

エア・ウォーター東日本株式会社

代表取締役　上村　浩

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年十一月二十九日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年十一月十一日

大阪市中央区南船場四丁目四番二一号

エア・ウォーター西日本株式会社

代表取締役　佐藤　秀樹

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十一日

東京都港区西新橋三丁目一八番二号

オダヤ文具株式会社

代表取締役　田中　博之

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十一日

富山市針原中町五〇〇番地の一

株式会社クレハロ

代表取締役　福田　達也

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十一日

福岡県みやま市瀬高町大江一八一八番地

堀永殖産株式会社

代表取締役　堀永　晋作

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十一日

鹿児島県鹿児島市真砂本町二四番八号

田畑建設株式会社

代表取締役　福満　吉純

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である花輪泰弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日

横浜市中区桜木町一丁目一―七

ＯＭＥＧＡ　ＡＩＲ合同㈱社

日本における代表者　花輪　泰弘

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資二万四千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ラム特定目的会社

取締役　田渕　安春

**合併公告及び合併につき株券提出公告**

左記会社は、合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和九年一月一日までに乙にご提出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）トーテックアメニティ株式会社

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十七日

掲載頁　八頁

（乙）トーテックビジネスサポート株式会社

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月三日

掲載頁　一三五頁（号外第一七四号）

令和八年十一月十一日

名古屋市西区名駅二丁目二七番八号

（甲）トーテックアメニティ株式会社

代表取締役　水野　克己

名古屋市西区名駅二丁目二七番八号

（乙）トーテックビジネスサポート株式会社

代表取締役　山田　和彦

**合併公告及び合併につき株券提出公告**

左記会社は、合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和九年一月一日までに乙にご提出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）トーテックアメニティ株式会社

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十七日

掲載頁　八頁

（乙）トーテックフロンティア株式会社

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月三日

掲載頁　一三五頁（号外第一七四号）

令和八年十一月十一日

名古屋市西区名駅二丁目二七番八号

（甲）トーテックアメニティ株式会社

代表取締役　水野　克己

名古屋市西区名駅二丁目二七番八号

（乙）トーテックフロンティア株式会社

代表取締役　岸　一光

**任意清算公告**

当法人は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散し、土地家屋調査士法第四十一条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定による財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日

大阪市住吉区我孫子東二丁目八番一六号

六甲ハイツ三〇七号室

土地家屋調査士法人伊賀中央

社員　徳村　真貴

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を六十一億八千四百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年九月十七日

掲載頁　九十一頁（号外第二〇八号）

令和八年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ジェイロジスティック特定目的会社

取締役　吉岡　淳

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を十八億六千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=38108693

令和八年十一月十一日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ＳｉＳ　Ｊａｐａｎ　Ｉｎｎ特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　六十七頁（号外第一一四号）

令和八年十一月十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ラム特定目的会社

取締役　田渕　安春

**訂正公告**

令和八年六月三十日（号外第一四五号）掲載の第七十三期決算公告（枠組）中、住所「大分県大分市大字政所字久保田2271―2」とあるは「大分県大分市大字政所字久保田2271番地の2」の誤りにつき訂正します。

令和八年十一月十一日

大分県大分市大字政所字久保田二二七一番地の二

朝日珪酸工業株式会社

代表取締役社長　皆広　兆軒

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 九八 | 二 | 二三一下 | （原稿誤り）<br>改正後欄<br>〃　〃　改正前欄 | （原稿誤り）<br>改正後欄<br>〃　〃　改正前欄 |
| 〃 | 二 | 六 | 〃　〃　改正後欄 | 〃　〃　改正後欄 |
| 〃 | 二 | 終りから | 令和六年十二月二十七日（号外第三百四号）国土交通省告示第千三百九十一号（港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示） | 平成三十年十二月二十六日（号外第二百八十五号）国土交通省告示第千三百八十七号（港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する件） |